



Title	監督者責任の再構成（2）
Author(s)	林, 誠司; HAYASHI, Seiji
Citation	北大法学論集, 56(2), 209-284
Issue Date	2005-07-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15367
Type	departmental bulletin paper
File Information	56(2)_p209-284.pdf



監督者責任の再構成（二）

林
誠
司

目次

序論

第一章 監督者責任に関する従来の学説及び裁判例の問題点

第一節 わが国の立法者の見解及び学説の検討と位置付け

第二節 わが国の裁判例の紹介と分析―監督義務の構造の視点から―

第一款 責任能力者たる未成年者による加害行為に関する裁判例

第一項 一六歳以上の責任能力者に関する裁判例

第一目 故意の犯罪に関する裁判例

第二目 未成年者同士のけんかによる事故に関する裁判例

第三目 交通事故に関する裁判例

第四目 その他の事故に関する裁判例

第五目 小括

第二項 一六歳未満の責任能力者に関する裁判例

第一目 故意の犯罪に関する裁判例

第二章 ドイツ民法八三二条一項に関する学説・裁判例

第三章 ドイツ民法八三二条一項と社会生活上の義務

第四章 日本法への示唆

第二節 わが国の裁判例の紹介と分析―監督義務の構造の視点から―

第一款 責任能力者たる未成年者による加害行為に関する裁判例

第一項 一六歳以上の責任能力者に関する裁判例

第三目 交通事故に関する裁判例

(以上五五卷六号)

(以上本号)

この類型に関する公表裁判例はこれまでに五六件存在する。なお、事案の内容等において「被告車」とは、子が事故当時運転していた車両を指す。

〔10〕大阪地裁昭和四二年二月一日判決（判タ二〇五号一七五頁）

【事案】A（一八歳男）運転の原付自転車と路上にいたXとの衝突事故（X負傷）。Aの父Yは、被告車購入以前にも別の原付自転車を通学用にAに使用させていたが、家族の便益のため被告車を購入してAらと共に使用し、Aの高校通学に優先的に使用させていた。XからA及びYに賠償請求。請求認容。

【判旨】「原付自転車はそれ自体自己規制力をもたない危険物であるから、右車と一体となる運転する人間の運転技術、肉体的精神的能力（意思力、注意力、性格）という規制力補充要素に完璧が期せられないかぎり依然危険なものであるところ、Yは、肉体的精神的成熟度が未だ低く、殊に本件事故態様から明らかなごとく注意力の著しい欠如がみられる高校生のAに事故車の運転を放任して格別運転についての注意を与えていなかったという、未成年者Aと危険物たる事故車との運転に関する結び付けという側面における監護教育義務に懈怠があったものといわざるをえない」。

【検討】事案としてはB（原付自転車）。原付自転車の運転に関する監督が問題とされているものの、子による交通事故の予見可能性及びそれを基礎づけ得る事実には言及されていないことから、子による原付自転車の運転全般の放任という一般的監督義務の懈怠だけが問題とされていると言えよう。

〔11〕岡山地裁昭和四三年七月三十一日判決（判時五五八号七五頁）

【事案】会社の寮に住んでいたA（一九歳四ヶ月男）は、深夜勤務明けの後、家業を手伝うため自動二輪車を運転して父母Y₁、Y₂の下へ帰る途中、疲労と睡眠不足から眠気を覚え、対向車線にはみ出してXの原付自転車に衝突した（X負傷）。被告車の代金についてAの父Y₁が頭金の半額を支払い、Aによる残代金の月賦支払を保証した上、ときおりAの月賦支払の不足額を支出していた。XからA及びY₁、Y₂に対して賠償請求。Y₁、Y₂に対する関係で監督義務違反は否定されたが、

Y₁に対する関係で自賠法三条に基づき請求認容。

【判旨】「親の未成年者に対する監督義務の内容および程度は一律に決定されるべきものではなく、未成年者が独立して正常に判断をなしうる程度と相関的に決定されるのが合理的であり、したがって未成年者の能力が成年者のそれに近づけば近づくほど親権者の監督義務もこれに比例して狭くかつ弱く、いいかえれば包括的、抽象的なもので足りると解すべきところ、……Aは日頃から夜勤後直ぐ家へ帰るのは睡眠不足で危険であるから気を付けるようY₁もしくはY₂より忠告されていた事実が認められ」る。「そうすると、満一九歳余で親元を離れて独立した生活を営んでいるAに対するY₁の監督義務は、右認定の如く睡眠不足であるから気をつけるよう忠告したことをもって一応尽くされており、それ以上本件二輪車の使用、運転を禁止する等事故発生防止義務までは負っていないと解するのが相当である」。「Y₂が監督義務違反による損害賠償の責任を有しないことは、前記……のY₁に対する判断と同様である」。

なお、自賠法三条に関する判断においては、被告車の購入がY₁の信用により行われ、Y₁がその代金を一部負担していたこと、この購入に際してY₁には農繁期にAが迅速に帰宅できるとの打算が存在したこと等の事実から、Y₁の被告車に対する運行利益及び運行支配が肯定されている。

【検討】事案としてはB（自動二輪車）。但し、本件ではこのことが自賠法三条の責任に関する判断において斟酌されている。監督義務の構造については、夜勤明けの睡眠不足による自動二輪車での運転に関して親が以前に注意をしていたという事実を認定していることから、本件のような事故の子見可能性を当然の前提として具体的監督義務を問題としていると見られる。また、一般論として、監督義務の程度と年齢が相関関係にあることを指摘しており、実際に監督義務違反の否定に際して子の年齢（一九歳）及び親元を離れて独立している事実が重視されている。

〔12〕 宇都宮地裁昭和四三年九月三〇日判決（交民集一卷三号一一二八頁）

【事案】 A（一七歳男） 運転の原付自転車（父Y所有）と歩行者Xとの衝突事故（X負傷）。XがA及びYに対して七〇九条等に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】 Yは被告車を時折使用するほか殆どAに通勤のために使用させ、「自ら右自転車の所有者としての管理責任を果たさなかつた事実が認められるだけでなく、元来第二種原動機付自転車は、それが安易に運転されるため、路上の歩行者に対し危害を与えることが多く、世間一般の関心を高めていた情勢にあった……のであるから、法律上子の監督義務を負っている父親としては、かかる第二種原動機付自転車をAに使用せしめるに当っては、他人に対し危害を与えないよう十分監督すべき義務を負っているというべきであり、ましてA自身が認めているように、同人は、自分の不注意のみによるものではないにしても、以前にも事故を起しているのであるから、父親たるYは一層その注意監督義務をつくすべきであるにも拘らず、何らその注意監督義務を果していないことが窺われ」、「そうすると、本件事故の発生はYが本件自転車の所有者としての管理保管の注意義務を怠っていたことにも原因があることは明らかである」。

【検討】 事案としてはA（交通事故）及びB（原付自転車）。原付自転車の危険性それ自体から直接監督義務を導き出すと共に、子が以前にも事故を起していた事実を指摘していることから、原付自転車での交通事故の予見可能性を前提として具体的監督義務の違反をも問題として見られる。

〔13〕 岡山地裁笹岡支部昭和四四年八月二五日判決（判タ二四一号一三八頁）

【事案】 四ヶ月半前に自動二輪車の免許を取得したA（一八歳男）が母Yを第二種原付自転車の後部荷台に乗せて走行し、¹⁴⁾ 見通しのよくない交差点に進入した際、B運転の自転車と接触してバランスを崩し、Xに衝突した（X重傷）。X

からA及びY、並びに、Aの父Dの相続人である等の理由でAの兄Cに対して賠償請求。A及びYに対する関係で請求認容。

【判旨】親権者は八二〇条の監護教育義務の内容として未成年者を社会に適應するよう育成すべき義務を負っているのであるから、「親権者において未成年者が他に損害を与えることを予見し、または予見しえたのかかわらず、かつ損害の発生を未然に防止し得る状態にありながら、しかも右の監督義務をつくさずして未成年者の行為を放任し、ために未成年者が他に損害を与えたような場合であつて、親権者のかかる監督義務違背と損害の発生との間に相当因果関係の認められるような場合には」、親権者は損害賠償義務を負う。「YとしてはAが免許取得後日が浅く、かつ運転経験も必ずしも豊富とは言えないことを承知しながら、本件車の後部荷台に便乗していたのであるから、Aにおいてかりにも軽率な運転をすれば、自己はもとより他に損害を与えることとなるかもしれないことを十分予見しえた」と認められ、従つて特に慎重に運転するよう注意し、……見とおし不良の交差点などでは警笛を吹鳴し、或いは徐行させるなど適切かつ具体的に指示すべき義務があつたと認められ、しかもそのように運転するよう注意し得る状態にあつたし、かつそのように運転させていたとすれば、損害の発生は未然に避けえた状態にあつたにかかわらず、かかる監督義務をつくさなかつたため、……本件事故の発生をみるに至つたものと認めらる。

Yに監督義務違反の故に賠償責任が認められる場合、「他の共同親権者であつたDは、みずからはなんらのがめられるべき義務違背が存しないとしても、なおYの右義務違背の故にYと共に前記損害賠償の責めに任ずべきものと解せられる。ただし婚姻中の父母は共同して親権を行使するものとされているのであつて、親権の内容をなす監督教育は親権者が共同してなすべきものであり、その義務もまた共同して負担するものと解せられるのであるから、右義務に違背した場合の責任についても共同親権者に等しく帰属するものとするのが相当だからである」。もつとも、Cが単独相続

したか等、Cの負担すべき責任範囲を認めるに足る証拠がなく、その他のCに対する訴えの根拠も理由がない。

【検討】 事案としてこの年齢階層の未成年者の交通事故に関する裁判例では特殊なDである。このことから、子による交通事故に対する予見可能性を前提として、とくに見通し不良な交差点での適切な運転を促す義務の違反を認めており、具体的監督義務が問題となっている。一般論としても、具体的監督義務の違反を要求している。また、両親の一方に監督義務違反があるときには他方も常に責任を負うかのように述べている点は注目される。

〔14〕 広島地裁呉支部昭和四九年三月二九日判決（交民集七卷二号四六三頁）

【事案】 三ヶ月半程前に運転免許を取得したA（一六歳一〇ヶ月男）は、同級生と夜釣りに行くため夜間自動二輪車で走行中、前方に発見した車道横断中のBに衝突した（B死亡）。Aは被告車を、父Y₁が購入に反対していたことから、事前にY₁に相談することなく、祖母の資金援助により購入していた。Bの遺族X₁からA及びその父母Y₁Y₂に対して自賠法三条、七〇九条に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】 「Y₁は、Aが加害車を買ったことに反対であったにも拘らず、Aが勝手に加害者を購入し、遊びの目的で乗り回していてもこれを放任し、格別運転について嚴重な注意を与えたことはなかったこと、本件事故当日もAは夜間自宅から加害車を運転して遊びに出かけたのであるから、その父母であるY₁、Y₂としては、Aの行動を十分把握し、未だ運転経験の浅い若年の息子が、昼間に比べ危険の多い夜間必要もないのに加害車を運転することを制止するなり、安全運転についての注意を喚起するなど事故の発生を防止するため監督義務を尽すべきであったのに、Y₁、Y₂が右のような措置を講じた形跡がないこと、の諸事実が認められ」、「右認定の事実及び前記本件事故の態様に照らすと、Y₁、Y₂には、その親権に服する未成年の子であるAに対する監督義務を怠った過失がある」。

【検討】自動二輪車の運転に関する監督が問題とされ、夜間運転の制止にも言及されているが、交通事故の予見可能性には言及されていない。

〔15〕東京地裁昭和五十一年一月二三日判決（交民集一〇卷二号三二八頁）

【事案】A（一七歳二ヶ月男）運転の自動二輪車とB運転X所有の乗用車との接触事故（X車毀損）。XからA及びその父母Y₁、Y₂に対して七〇九条に基づき賠償請求。Y₁、Y₂に対する関係で請求棄却。

【判旨】Y₁、Y₂はAの通学用に被告車（七五〇cc）を買い与え、Aは通学や遊びのために被告車を利用し、自動二輪車の運転免許取得以来交通事故の前科前歴はない。本件事故当日は夏休みでAは遊びのため被告車を運転していた。「右事実によると……未だY₁、Y₂に監護義務懈怠による損害賠償義務を問うに足りる証拠はない」。

【検討】事案としてはB（自動二輪車）。監督義務違反を否定する根拠として交通事故の前歴のないことが挙げられており、交通事故という具体的危険の予見可能性を否定していると見られる。

〔16〕千葉地裁佐原支部昭和五十一年四月二七日判決（交民集九卷二号六〇五頁）

【事案】A（一七歳男）は友人から借りた乗用車を速度制限に反し無免許で運転中、制御を失って自車を滑走させ、Xの原付自転車に衝突させた（X重傷）。Aは自動車板金工場に勤務し、普通免許を有していなかったが、市内の他の板金工場に乗用車等を運転するなどしていた。XからA及びその父母Y₁、Y₂に対して七一四条又は七〇九条に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】「Aの加害行為の内容は速度違反をも含めた広い意味での安全運転の注意義務を怠った点にあるといふべきで

ある」。Aは本件事故後一ヶ月して速度違反で検挙され、罰金三万円に処せられた。Aは「事故に影響のある速度違反をともなった広義の安全運転義務を怠った結果、本件事故を起したにもかかわらず、一ヶ月して速度違反の運転をした」ということは、 Y_1 、 Y_2 は親権者としてAに対し日頃から安全運転についての指導、監督をすべきであるのに、それを怠っていたことを推認するに十分である。 Y_1 は……無免許運転については十分注意していたと供述しているが、Aは……普通車については事実上かなり運転能力を有しているから、無免許で本件加害車両である普通車を運転したこと自体は、本件事故の直接の原因ではない。Aは本件事故当時すでに自動二輪車免許を有していたのであるから、無免許運転に対する注意もさることながら、広義の安全運転義務の遵守にこそ、 Y_1 、 Y_2 の指導、監督がなされるべきであった」。

【検討】 事案としては、無免許運転が事故原因ではないとの判決の事実認定に従えば、「特定化された行為」（速度制限違反）ではなく「特定化されていない危険」（無免許運転）が事故前に現われていたケース（C）となるうか。監督義務の構造としては、安全運転義務遵守を指導する義務が問題とされているもの、無免許運転自体は事故原因ではないとして無免許運転に対する監督は問題とされず、また、その他に「特定化された行為」やその予見可能性に触れられない（速度違反での検挙はあくまで本件事故後の出来事である）ことからすると、一般的監督義務の違反だけが問題とされていると言えよう。

【17】東京高裁昭和五二年三月一五日判決（交民集一〇巻二号三三三頁）

【事案】 15の控訴審であり、事実認定に関しては第一審と同じ。 Y_1 、 Y_2 に対する関係でXから控訴。控訴棄却。

【判旨】 七〇九条責任における監督義務違反と被監督者の不法行為との間に「相当因果関係」を認めるための要件として、「監督義務者が相当の監督をすれば加害行為の発生が防止され得たこと、その監督を現実になし得た事、監督をせ

ずに放任しておけば当該加害行為が発生するとの蓋然性が一般的にも強い場合であった事などの要件を充足する事が必要である」とした他、⁽¹⁴⁵⁾15事件の判旨にはほぼ同じ。

【検討】15の【検討】を参照。

〔18〕岡山地裁昭和五二年三月二二日判決（交民集一〇卷二号四〇三頁）

【事案】A（一六歳八ヶ月男）無免許運転の原付自転車（Aの自宅に保管されていた）と大八車との接触事故（大八車に押されて側溝に転落したB死亡）。Aは友人から原付自転車の運転操作方法を教えてもらい、本件事事故前日までに数回父Y₁ら方の庭先等で運転練習をしたことがあった。A及びその父母Y₁、Y₂に対して、医療費等をBに給付した健康保険組合が支給額の限度で取得したBのAらに対する損害賠償債権に基づいて、また、Bの遺族XらがBの逸失利益等を請求。請求認容。

【判旨】Aの無免許運転を母Y₂は知っていたとのA及びY₂の供述を引用した上で以下のように述べる。「Y₁、Y₂はAに対して、被告車をY₁ら居宅付近の堤防……、河原等で運転することも真に禁止していたとは認められない」。「Y₁、Y₂がAに対して被告車を運転することを真に禁止していたと認められない以上、Y₁、Y₂はAの親権者としての監督を怠ったものといわなければならない」。「Y₁は、本件事事故当時、Y₁とAと一緒に家で過ごすのは殆ど就寝時間のみという状態であったから、Aの監督、教育はすべてAが在学していたS高校に委ね、家庭におけるAの監督、教育は母であるY₂が専ら行っていたので、Y₁は親権者としての監督義務違反の責任を負わない、と主張するが、右主張が失当であって採用できないものであることは、右主張事実自体から明らかである」。

【検討】事案としてはA（無免許運転）及びB（原付自転車）。子の従前の無免許運転を親が知っていたこと（又は知

り得たこと）を前提として無免許運転を厳格に禁止する義務の違反を認めている。また、監督の委託があるという事実だけで委託者が責任を免れるものではないことを確認している。

〔19〕東京地裁昭和五二年三月二四日判決（判時八六八号五七頁）

【事案】A（一八歳男）は四日前に被告車を窃取し、無免許で乗り回し、伯父Y₂方近くのY₂名義で借りた駐車場に停めていたが、本件事故当日交通検問を突破し、警察官に追跡されたことから交差点に赤信号で侵入した際、青信号に従い交差点に侵入していたC車に衝突した（C死亡）。Aは幼少時に母が死亡した後Y₂夫婦に引き取られ、高校一年の頃原付自転車の窃取で補導され（その際Y₂は家庭裁判所呼び出されている）、一六歳頃原付免許を取得した後交通法規違反で免許停止一ヶ月の処分を受け、さらに本件事故の半年ほど前から自動車教習所に通っていたところ、本件事故の約三ヶ月前にY₂から買い与えられた自動車をY₂に無断で運転する他、その自動車を運転していた友人が事故を起していた。Y₂はこの自動車について、免許取得まで運転してはいけない旨申し聞かせただけで、Aの無断運転を知らずながら注意せず、車の鍵を仏壇の引き出しに保管し、Aの友達が事故を起したときには嚴重な注意をせず、車を修理に出し、引き続きAを自動車教習所に通わせた。なお、Aはしばしば夜間外出をし、飲酒喫煙や外泊をしていたが、Y₂がこの点について格別の注意を払った形跡はない。Cの遺族X₁からA、Y₂及びAの父Y₁等に対して七〇九条等に基づき賠償請求。Y₂に対する関係では請求認容、Y₁に対する関係では請求棄却。

【判旨】「本件事故は、Y₂がAに対する事実上の監督義務を尽くさず、Aの欲望を入れるのみで、格別の措置を講じなかつたことに基因するものと認めるを相当とするから、Y₂の監督義務の懈怠と本件事故との間には相当因果関係があるものと認むべきである」。もつとも、Y₂がAにおいて被告車を窃取し、乗り廻していることを知らなかつたことが認め

られるが、「Y²のAに対する放任的な養育監護の状況からみると、Y²にはAの右のような行動を把握し、これを防止するため適切な指導をとる等の監督的姿勢を欠き、かような監督状況からは早晚、Aが本件事故のような交通事故を惹き起こすことがあることは容易に予見しえたものというべく、義務を怠った過失があるものというる」。

「Aの監護養育は、専らY²が行っていたこと明らかであるから、Y¹には、本件事故発生につき過失があったものとはいい難い」。

【検討】 事案としてはA（無免許運転）。Y²はいわゆる里親であるところ、本件のような交通事故の予見義務違反があったとして責任が肯定されている。Y¹については、監督の委託という事実をもって監督義務違反が否定されており、学説で問題とされているような、適切な者への監督の委託や監督の委託後の委託者自身による監督は問題とされていない。Y¹に関する説示が簡単なものであるため明確に看取することはできないが、Y¹Y²間においてY²に全ての監督義務が分配され、Y¹には監督義務が残されていなかったということであろうか。

〔20〕 京都地裁昭和五三年一月二八日判決（交民集一一卷六号一七一七頁）

【事案】 A（一八歳男）運転（制限速度違反）の乗用車（友人の父X所有）の自損事故（同乗のB及びC負傷）。その後、本件事故車の保有者であることを理由に損害賠償請求してきたCと和解に応じたXがA及びその父母Y¹Y²らに対し、同人らが七〇九条に基づいて本件事故について責任を負うとして、この和解金額の半額の支払を請求。Y¹Y²に対する関係で請求棄却。なお、Y¹Y²は平素よりAに安全運転を注意していた。

【判旨】 「Aは当時既に一八歳で成年に近く事理の弁識能力を有していたから両親に当然監督者責任があるわけではなく、かつ両親には独自の不法行為責任があるような故意過失があったとは認められない」。

【検討】「故意過失」がないとしているものの、判旨が簡潔なため評価が困難である。いずれにしろ、Aが成人に近い年齢にあることが重視されている。

〔21〕福岡地裁小倉支部昭和五三年二月一日判決（判タ三七五号一二五頁）

【事案】A（一七歳男）が友人から借りて運転していた自動二輪車とB運転の原付自転車との接触事故（B死亡）。Aは、高校入学後校則に反して自動二輪車の二人乗りをし、その都度謹慎処分を受けた後、父母Y₁Y₂の承認の下二輪免許を取得し、父Y₁らより自動二輪車を買与えられ、安全運転コンクールで入選したことがあるものの、この自動二輪車により暴走していた。Y₁はAの謹慎処分の都度校長から注意を受けていた他、自動二輪車購入の頃、Aの学校の生徒による交通事故等が目立ち、Y₁が役員を務める同校育友会役員会でも特別注意を払うべきことが話題となっていた。なおAの親友一〇人くらいはいずれも交通違反等により謹慎処分を受けた経験がある。Bの遺族X₁からA及びY₁Y₂に対して賠償請求。請求認容。

【判旨】現行法下では二輪免許は満一六歳から取得が可能であるから未成年者が自動車を運転すること自体は社会的に許容されているが、「近時未成年者の交通事故発生率が成人の場合に比較し著しく高いことは公知の事実であるから、親は、自己の監督下にある未成年の子に自動車という危険物の利用を許容し或いは黙認した場合、交通事故の発生率が相当高くなることをある程度予測しなければならぬ」というべきである。特に本件の場合、……Aは日頃からあまりまじめな仲間には属しておらず、学校から二回も謹慎処分を受けるなど違法精神にも相当欠けるところがあったことからして、同人に自動二輪車の運転を許容すれば、高速度で暴走するなど極めて危険な運転をしがちであることは十分に予測できたものというべきであるから、その監督義務者であるY₁としては、交通事故被害の重大性に思いを致し、Aに

自動二輪車の運転を許容してはならない注意義務があり、仮に何らかのやむを得ない事情で右運転を許容した場合には、高速度で暴走するなど危険な運転をしないよう日頃から嚴重に監視すべき注意義務があるものといわなければならない。しかるにY₁らは、通学のため特に必要でもないのにAが二輪免許を取得するのを承認したのみならず、……大型の自動二輪車を買ひ与え、更にその後同人がしばしばこれを運転して遊び回り、これを暴走させて世間の評判となる程であったのに、これに気づかなかつたのであるから、Y₁らには、以上の点においてAに対する監督義務を怠つた過失がある」。

【検討】 事案としてはA（自動二輪車の暴走）及びA'（Aの学校の生徒による交通事故や違反の増加、友人らの交通違反）。自動二輪車の危険性そのものと子の従前の行動から自動二輪車で交通事故の予見可能性を導き出している。

〔22〕長崎地裁昭和五三年二月二十五日判決（交民集一一卷六号一九一二頁）

【事案】 A（一六歳男）飲酒運転の自動二輪車とマンホール内で作業中のCとの衝突事故（C死亡）。Aは中学時代から飲酒をし、Aの父Y所有の自動二輪車を無免許で乗り回し、また度々窃盗をして補導され、その後保護観察中に自動二輪車を飲酒運転するなどの行為をし、そのうち両親に無断で被告車を購入して乗り回していた。Yは被告車の購入の事実を知つてからも黙認し、その使用乃至運転上の安全について格別の注意を与えたことがなかつた。Cの遺族XらからA及びYらに対して七〇九条又は自賠法三条に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】「Yは、Aが保護観察中の身で、以前からも未成年者でありながら、喫煙、飲酒する等生活態度がよくなかつたところから、親権者として善行を保持するよう常に注意を与えて遵法精神を喚起し、いやくも飲酒運転することのないように厳に監督すべき注意義務があつたものというべきところ、漫然とAを放任して甘やかし過ぎたため、Aの遵法精神を十分養うことができず、そのため本件の飲酒運転による死亡事故を惹き起こしたものと認めるを相当とする」。

【検討】 事案としてはA（自動二輪車の飲酒運転）。生活態度全般に対する一般的監督と共に飲酒運転についての監督義務を問題としている。

〔23〕 浦和地裁昭和五四年二月八日判決（交民集一二巻一号一八〇頁）

【事案】 A（一八歳男）無免許運転の乗用車とB運転の乗用車との衝突事故（B車に同乗していたXが重傷）。Aは父Y₁所有の自動車を無断で運転して事故を起したことがあり、その後も度々（二〇回を下らない）自動車の無免許運転を繰り返し、Y₁及びAの母Y₂はAが無免許運転をしがちであることを認識していた。XからA及びY₁Y₂らに対して七〇九条に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】 上記の「事実と本件事故発生という事実から、Y₁、Y₂はAが無免許運転をすることのないよう教育し、監督すべき義務を怠ったことを推認することができる」。「Aがその両親たるY₁、Y₂の注意を受けていたにもかかわらず、度々、無免許運転を繰り返し、遂には本件事故を惹起したという事実そのものが、Y₁、Y₂らの監督が十分ではなかったことの徴表といふべき」である。

【検討】 事案としてはA（無免許運転）。過去の無免許運転の認識を前提として無免許運転防止に関する監督義務違反を問題としていることから、「教育すべき義務」という言葉を用いてはいるが、具体的監督義務違反を問題としていえる。

〔24〕 大阪地裁堺支部昭和五五年一月二一日判決（交民集一三巻一号九八頁）

【事案】 交差点におけるA（一六歳八ヶ月男）とXの自動二輪車の衝突事故（X負傷）。XからA及びその父Y₁に対し

て七〇九条若しくは七一四条又は自賠法三条に基づき賠償請求。Yに対する関係で請求棄却。

【判旨】「親の監督義務違背」と未成年の子の起こした交通事故との間に相当因果関係を肯定するためには、監督義務者において、未成年の子の交通犯歴、日常生活からうかがえる性格、行動傾向等、あるいは当該自動車運転に従事するに際しての子の精神的・肉体的諸状況、運転の場所、時間等の客観的諸条件等に照らして、事故の発生をある程度まで具体的に予見でき、かつその発生を未然に防止する措置をとりえたのに、これをしなかつたがために事故が発生したという事情がなければならぬ。未成年の子が事故を惹起したからといって、直ちに親に監督義務違背があるとはいえないのである。けだし、法は未成年者に一定範囲の自動車運転を許容しているのであり（道路交通法八八条）、運転者が成年者であると未成年者であるとを問わず、自動車運転には常に事故発生の蓋然性がつきまとうものであるから、事故発生の単なる蓋然性があるだけでは、たまたま事故が発生したからといって監督義務者が予見義務及び結果回避義務を尽さなかつた結果だと非難することはできないからである。「本件において、Yに右にみたような監督義務違背を肯定できる具体的事由については何らの主張立証もない」。

【検討】一般論として、七〇九条責任の要件として具体的監督義務違反を要求しており、本件ではそれに該当する事実がないとする。

〔25〕 仙台地裁昭和五五年九月二二日判決（交民集一三卷五号一一八四頁）

【事案】A（一九歳男）飲酒運転（速度制限違反）の乗用車（友人Bの父X所有）の自損事故（同乗のB死亡）。Aは無免許運転、放火未遂、窃盗等による数回の非行歴を有し、本件事故当時も保護観察処分中であつたが、仕事の必要上本件事故の一〇日前に運転免許を取得していた。Bの遺族XらからA及びその父Y（訴訟係属後死亡し、Yらが承継）

らに対して七〇九条等に基づき賠償請求。Yに対する関係で請求棄却。

【判旨】YはAの非行歴を憂慮し、飲酒や夜間外出をしないように同人に常々注意を与えていたことが認められ、「Aが既に成年に近く……就職もしていることに鑑みれば、親権者であるYに、Aに対する監督義務の懈怠があり且つその懈怠の故に本件事故が発生したもの（相当因果関係の存在）」とは直ちに認めがたく、他にもこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

【検討】事案としては、本件事故が免許取得後の事故であることからすると、C（無免許運転等）と言えよう。監督義務の構造については、飲酒運転による事故の予見可能性に言及されておらず、飲酒や夜間外出に対する注意をもってして監督義務を尽したとしている。さらに、子が成年に近いことを重視して責任を否定している。

〔26〕秋田地裁昭和五五年一二月二四日判決（交民集一三卷六号一六六九頁）

【事案】A（一九歳七ヶ月男）は夜、実家で飲酒した後、仕事のため乗用車で実家を出発し、仕事先で会った友人と共に飲酒をした後乗用車を運転中、B運転の自転車に衝突した（B死亡）。Aの母Yは、Aが外出することに気づき、また、Aの顔が飲酒のため赤くなっており、運転は出来ない状態であったことを認識していたが、Aに対して自動車を運転しないようにとの注意はしなかった。Bの遺族XからA及びYらに対して七〇九条等に基づき賠償請求。Yに対する関係で請求棄却。

【判旨】「YはAが加害車両に乗って外出するところは現認しておらず、Aが飲酒していなかった兄のCと同時に外出したことから、同人の車に乗って行くものと思ったこと、Aには本件事故以前にも交通事故犯歴があり、Yもそれを知っていたが、Aに飲酒運転の前科前歴はなかったことがそれぞれ認められ、右事実には、Aは……本件事故当時、未成年で

あつたとはいえ、四ヶ月余り後には成年に達する身であり、通常既に十分の判断能力を有すると考えられることを総合勘案すれば、……YがAに酒を供し、その後、酒に酔ったAが外出することを知ったとしても、Yに、Aの監督義務者として、Aに対し自動車の運転をしないように注意を与える義務があつたということとはできない」。

【検討】事案としては、Aの従前の「交通事故犯歴」の中身が明らかではないものの、少なくとも当該加害行為に現われた危険性（飲酒運転による事故）と異なる危険性を有する子の行為（交通事故犯歴）が既に現われていたC。監督義務の構造としては、子の飲酒運転の予見可能性を否定しているものと見られ、さらに、子が成年に近いことを重視して責任を否定していると見られる。

〔27〕横浜地裁昭和五六年一月二六日判決（交民集一四卷一号一三三頁）

【事案】交差点におけるA（一八歳四ヶ月男）運転（信号無視）の自動二輪車（七五〇cc。自宅に保管されていたもの。親族所有）と歩行者Xとの衝突事故（X重傷）。Aは中学卒業後就職し、運転免許を取得して自動二輪車（五五cc）を購入し、父Y₁の下から自動二輪車で通勤していたが、これがパンクしたため、被告車に乗って通勤の途中に本件事故を起した。XからA及びその父母Y₁、Y₂に対して七〇九条に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】「Aは、本件事故までに、自動二輪車を運転中転倒して同乗者に傷害を負わせた人身事故一回……、無免許（四輪車）一回、スピード違反一回、一時停止違反等合わせて五回位の交通違反を犯していたこと、Y₁、Y₂は、Aの右交通違反の都度家庭裁判所に呼出を受けていたのに、Aに対し、車の運転をするときは他人を乗せたりスピードを出さないようにという一般的な注意をするに止まっていたこと、本件二輪車はY₁が娘の夫から頼まれて数ヶ月前から保管していたものであるが、Aの所有する自動二輪車が五五ccであるのに対し、本件二輪車は七五〇cc……であつて、両者の運転

特性が異なることは普通の知識があれば理解し得た筈であり、しかもAは前記のとおり交通違反を繰り返し、転倒による傷害事故を起していたから、本件二輪車をAが運転するときは、交通事故を惹起するかも知れないと予測し得たものと推認し得ること、しかるにY₁、Y₂は、Aと同居してその監督が容易であったのにこれを尽さず、本件二輪車を運転できるのはAだけであったから、同人が本件二輪車を持出すことのないよう配慮すべきところ、そのキーの保管については勿論、本件二輪車の保管についてもその配慮が欠けていたこと¹が認められ、これらの「認定事実によるとY₁、Y₂がAの監督を怠ったために本件事故が生じたものと認めるのが相当である」。

【検討】 事案としては、A（四輪車の無免許運転¹⁴⁶、一時停止違反等）及びB¹（七五〇ccの自動二輪車）。被告車による交通事故惹起の予見可能性を前提としている。

〔28〕鹿兒島地裁昭和五六年五月二八日判決（交民集一四卷六号六四六頁）

【事案】 A（高校三年生女、本件事故当時自動車運転免許を取得していたようであり、それ故一八歳以上と見られる）運転の乗用車（同乗者B所有。Bは高校三年生男、A同様免許所持の事実から一八歳以上と見られる）と歩行者Xとの衝突事故（X重傷）。Bは本件事故の約五ヶ月前に自動車運転免許を取得し、その翌月被告車を購入し（Bの母Y₂は日頃Bにスピードを出さず、事故を起さぬよう注意していた）、Aは本件事故当時祖母と二人暮らしで、父Y₃とは仕事の都合上半年に一度会う程度であったが、Y₃から手紙や電話等で運転に関する注意を受けていた。XからB及びその父母Y₁、Y₂並びにA及びY₃に対して賠償請求。Y₁、Y₂、Y₃に対する関係で請求棄却。

【判旨】 「未成年者が高校三年生程度の年齢に達しており、日頃特段に加害の危険性が窺われない場合において、親権者としては通常の注意を未成年者に与えるを以って足りると解すべきである。自動車の運転には確かに加害の危険があ

る程度存在するが、文明社会においては許容されている事柄である。本件においてBが本件事故前に粗暴な運転等をしていたとの証拠はないから、右に認定したY₂のBに対してなした注意は通常要求される程度を下回らなかつたと判断される。また仮にY₁及びY₂に注意義務懈怠があつたとしても、本件事故との間の相当因果関係を認むべき証拠はない」。

「Y₃のAに対してなした注意についても、先にY₁及びY₂について判示したのと同様の理由により、通常要求される注意を下回らなかつたと判断される。仮にY₃に注意義務懈怠があつたとしても本件事故との間の相当因果関係を認むべき証拠はない」。

【検討】子が本件事故前に粗暴な運転をしていた等の事実がなかつたとしており、交通事故の予見可能性を否定していると思われ、さらに、その場合には一般的監督を尽したことで足りるとしている。また、仮定的な監督義務違反と加害行為との間の「相当因果関係」を否定し、親の責任を否定するための理由付けを補強している。子どもの年齢も重視されている。

〔29〕東京地裁昭和五六年一月一二日判決（交民集一四卷六号一三二九頁）

【事案】A（一七歳九ヶ月男）は仕事の帰途同僚Bらと共に飲酒した後使用者C所有の自動車内で休むため、Bから鍵を借りて車に乗り込んだところ急に運転がしたくなり、無免許で運転中、酔いのためX運転の乗用車に衝突した（X負傷）。Aは自動二輪車免許を取得したところから一時停止違反等をして家庭裁判所に送致され、この頃までに道路交通法違反等で一四回の補導を受け、高校中退後乗用車の無免許運転（シンナー吸引により正常な運転ができずに交通事故を起している）などをした後自動車窃盗により家庭裁判所に送致され、その後在宅試験観察の決定を受けてAの父Yの下へ連れ帰られた後はCの下で働き、本件事故に至るまで一ヶ月余り送り迎えを受けて真面目に働き、飲酒などもしてい

なかった。AがCの下で働く際、Yは、Aに対して自動車の運転を禁止すると共に、Bに対してAの通勤についてBらが運転する自動車への同乗を依頼したものの、Cに対しては電話での挨拶にとどまった。XからA及びYらに対して七〇九条等に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】「Yは、少年であるAが相当の指導監督を加えない限り再び自動車運転に関し第三者に対する権利侵害行為に出る可能性の高いことを熟知していたこと、AのC組への就職に当り同人の非行歴を開陳しなくとも自動車の運転等につき特段の配慮方を依頼することは容易に出来た事柄であり、その結果、場合によっては転職を指導もできる状況であったこと、ところが年若い訴外B……に善処方を依頼するという軽易な措置をとり、Aに口頭の注意を与えただけであったこと、更に就業内容その他に対する就職後の配慮または家庭生活への融和などについての工夫も特段になかったこと、こうした環境のもと継続した勤労経験もない一七歳の少年が少年鑑別所における教育あるいは体験による緊張と自己抑制が持続する間はともかくとしても、その期間を過ぎたときには極めて不安定な状態に陥入るであろうことは見易いところであることなどが認められる。しかるとき、Yには責任能力ある未成年者の監督義務者としての監督義務違反がある。

【検討】事案としてはC（シンナー吸引且つ無免許運転での事故等）。自動車事故の予見可能性及びその回避措置の可能性を認めており、具体的監督義務違反を肯定し、さらに家庭生活への融和の怠りという一般的監督義務違反を肯定している。また、就職により監督が委託されている場合には、その後の配慮も必要であるとされている。

〔30〕東京高裁昭和五七年七月二一日判決（判タ四八二号一四六頁）

【事案】通学途中自転車と接触して制御を失ったA（一六歳一ヶ月）運転の自動二輪車と歩行者Xとの衝突事故（X

【負傷】Aは、父Y₁の許可を受けた上で自動二輪車の運転免許を取得したが、Y₁が自動二輪車購入を許可しなかったことから本件事故の五、六ヶ月前にY₁に無断で知人から被告車を譲り受け、通学に使用していた。Aは運転免許取得後他に事故を起したことがなく、進入禁止違反による反則金支払の他、非行歴はなかった。Y₁は被告車が自宅に届けられて初めてAの被告車購入の事実を知り、Aに返品を命じたが、Aがこれに従わなかったことからそれ以上の指示、監督をしなかった。XからA及びその父母Y₁Y₂に対して賠償請求。Y₁Y₂に対する関係で請求棄却。

【判旨】「右認定の事実をもってしては、Y₁及びY₂につきAに対する監督義務違反があり、そのために本件事故が惹起されたとの事実を認めるに足り」ない。

【検討】判旨が簡潔なため評価が困難であるが、運転免許取得後他に事故を起したことがない事実を認定していることからすると、交通事故の予見可能性を否定していると見られる。

〔31〕大阪地裁昭和五八年二月二五日判決（交民集一六卷一号二五三頁）

【事案】A（一六歳男）は自動二輪車でドライブをしていた際、前方歩道上に佇立しているBを認めたがそのまま進行したところ、Bが連れていた犬に引っ張られるように車道に出してきたことから、自車をBに衝突させた（B死亡）。

Aは本件事故の約二ヶ月半前に自動二輪車の運転免許を取得し、本件事故の一ヶ月前被告車を購入し、ドライブ等に使用していた。被告車の代金はAの小遣及びアルバイト代で半額を賄い、残りはAの父母Y₁Y₂が支弁した。Bの遺族XからA及びY₁Y₂に対して七〇九条に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】Aは本件事故当時高校生であり、特段自動車運転の必要性もなく、加害車両はいわば玩具として購入されたのであるが、「両親であるY₁及びY₂としては、Aが肉体的にも精神的にも未熟で、運転免許をとって間もなく、特段の収

入もなく、賠償能力もないのに、場合によってはわずかな不注意によって容易に他人を殺傷しうる危険性を有する自動二輪車を購入するについて、これを認容して援助する以上、法定の監督義務者として、Aに加害車両の危険性を十分認識させ、安全運転について嚴重に注意し指導して、事故の発生を未然に防止するために、高度の監督義務を尽くすべきであったものというべきである」。「しかるに、Y₁及びY₂が運転免許を有していなかった……点からみて、Y₁はAの安全運転の指導監督を十分なし得る知識、能力を有していたかどうか疑問であり、また、……日常Y₁及びY₂がAに対し、右監督義務を尽くしたといえる措置を講じていた形跡はないものと認められるので、Y₁及びY₂には右監督義務の懈怠があつたといわざるを得ない」。「そして、……事故態様、Aの過失内容に鑑みると、本件事故は、Aが……基本的な安全運転義務を怠つたことにより惹起させ、しかも、加害車両購入後わずか一ヶ月で死亡事故の発生に至つたというもので、日ごろ監督義務者による前記指導監督が十分尽くされていれば、これ程の短期間に右内容の過失によりこれ程重大な事故が発生することは通常回避しうるものと推認する」。

【検討】交通事故の回避可能性に言及されているものの、自動二輪車の購入の認容・援助という事実から監督義務が導き出されている。事案としてはB。

〔32〕浦和地裁昭和五八年一二月一二日判決（判時一一一七号一五九頁）⁽⁴⁷⁾

【事案】A（一五歳六ヶ月男）無免許運転（無灯火・速度制限違反）の原付自転車（B（一六歳男）所有）とCの自転車との衝突事故（C死亡）。Aは高校入学後父母Y₁、Y₂に隠れて、原付自転車を無免許で乗り回し、本件事故の約四ヶ月以前に二度、父Y₁所有の原付自転車を運転してY₁から注意及び叱責を受け（最初の注意の後もY₁は同車にキーを差し込んだまま物置に保管していた）、本件事故の約一ヶ月前にBから被告車を借りて乗り回し、本件事故の約一週間前には

近所の人からAの原付自転車運転の事実を聞いたY₁Y₂より右運転の有無を問い質され、さらに本件事故前日には物置内に被告車を発見したY₁より問い質されたが、これを否認乃至友人から預かっているに過ぎない旨説明し（Y₁又はY₂はそれ以上深く追求せず、或いは、被告車の返却を指示した）、本件事故当日自宅庭先で被告車のエンジンをかけていた際にY₁から運転しないように注意され、同車を物置に仕舞い込んだが再びこれを持ち出して運転している途中で本件事故を起した。Bは本件事故の約三ヶ月前に被告車を購入して無免許で乗り回していたが、本件事故の約二ヶ月前に被告車の運転中に補導され、爾後被告車を友人宅で保管してもらうこととし、父母Y₃Y₄と相談して原付自転車の免許取得のため自動車教習所に通うこととし、本件事故の約一ヶ月前にAに被告車を貸すなどしていた。Bの父Y₃は、本件事故当時被告車購入の事実も補導の事実も知らなかった。Cの遺族X₁からA及びY₁Y₂並びにB及びY₃Y₄に対して七〇九条等に基つき賠償請求。Y₁Y₂に対する関係で請求認容。Y₃Y₄に対する関係で請求棄却。

【判旨】Y₂は、Aが高校入学後Y₁所有の自動二輪車を運転しているのを目撃したことがあり、また、本件事故の約一週間前に近所の人からAの原付自転車運転を聞き及んでいたが、無免許運転をやめさせるために何らかの方策を講じた形跡はない。「Y₁及びY₂は、Aが無免許で原動機付自転車を運転していることにつき、Aの運転技術の未熟さに基因する事故の発生の可能性があることを認識していた」。Y₁の原付自転車を運転しないようにとの数回にわたる口頭での注意がいずれも実効性のなかったことは、Aによる原付自転車運転の繰り返し及び本件事故惹起により明らかである。また、Y₁は、被告車の所有者への返還を指示するなどAの運転行為を避止するための措置を採ったことはあるけれども、右指示の履行を確認することは全くなかったのであって、中途半端な措置であったといわざるを得ない。「これらの事実を鑑みれば、Y₁は、Aの原動機付自転車運転行為を真に禁止していなかったものと認むべきである。他方、Y₂は、Aが原動機付自転車を運転することを避止するにつき格別の意を払わなかったことが明らかである。してみると、……Y₁及び

Y²はAの親権者としての監督義務を怠ったものといわざるを得ない。」ところで、原動機付自転車は、……そのもたらす道路交通上の危険がつとに指摘されていたところであり、Y¹及びY²においても、Aが原動機付自転車を無免許で運転した場合、運転技術の未熟さに基因する事故発生の危険性を認識していたのである。しかるに、Y¹及びY²は、……まだ肉体的精神的成熟度がまだ低く、……注意力の著しい欠如がみられる満一五歳のAが原動機付自転車を運転していることを知っていたのに、右運転行為を真に禁止することなく安易に放置していたのであり、このことがAに原動機付自転車の無免許運転を繰り返させ、ひいては交通法規を無視した運転方法により本件事故を惹起させたものといふべきである。」そうすると、Y¹及びY²の前記監督義務の懈怠と本件事故との間には相当因果関係が存するものといふべきである。」

Y³がBと原付自転車との結びつきに関して知っていた事実は、Bが中学三年生ころから原付自転車に興味を持ち始め、原付自転車の運転免許取得のため教習所へ通い始めたことのみであった。「そうすると、Y³については、……Bに加害車を保有させて置くことの危険を察知して、直ちにこれを処分すべき旨を期待する余地はなかつたといふべきである。」もつもと、Bが無免許運転による補導の事実をその二、三日後にY⁴に対して打ち明けたが、その際Y⁴はBに対して細かい詮索や加害車の処置についての具体的指示をしておらず、「Y⁴の右のような不作為をもつて監督義務違背を問擬する余地がないとはいえないけれども、Y⁴の右不作為とAによる本件事故との間に相当因果関係があることを認めうる証拠はない。」

【検討】Y¹、Y²については判旨の形式上、前半部分において監督義務違反の有無を検討した上で、後半部分において監督義務違反と加害行為との「相当因果関係」の有無を検討しているものの、いずれの判断においても無免許運転による事故の予見可能性を前提としている。事案としてはA（無免許運転での事故）。

Y³については、無免許者への被告車の貸与という加害行為の前提となる被告車の保有について認識可能性を否定して

いる。Y⁴については、被告車に関する処置についての具体的指示を怠ったという監督義務違反と本件事故との「相当因果関係」を否定しているものの、そもそもその懈怠を監督義務違反として捉えること自体に否定的であり、仮定的監督義務違反と事故との因果関係を否定することにより結論を補強していると見るほうが素直であろう。事案としてはA（無免許者への被告車の貸与）。

〔33〕 横浜地裁昭和五九年七月一九日判決（交民集一七卷四号九五三頁）

【事案】 A（一八歳三ヶ月男）はBと飲酒後、Bが預けたキーによりB所有の自動車を無免許運転し、X会社の店舗に衝突した。Aは中学卒業後就職し、事故当時収入を得ていた。XがA及びB並びにAの父Y（訴訟係属後死亡し、Yらが承継）に対して七一四条に基づき、休業損害等を請求。Yに対する関係で請求棄却。

【判旨】 Aは、本件事故のおよそ二年二ヶ月前自動二輪車の無免許運転を理由として検挙されたことが認められるが、「右の事実と本件事故の経緯とから、訴外亡Yが、親権者として、その親権に従うAの指導監督を怠り、因って本件事故に至った事実を推認し得ず、他に訴外亡Yの責任を認めるに足りる事実を見出さない」。

【検討】 事案としては、無免許運転という点に着目するとAと言えよう。監督義務の構造については判旨が簡潔で評価が困難であり、過去に行われた「特定化された行為」が認定されているものの、このような行為の予見可能性を前提としているのか否かが明らかではない。

〔34〕 東京地裁昭和六〇年二月二〇日判決（交民集一八卷一号一九五頁）

【事案】 A（一八歳男）運転（速度制限違反及び前方不注意）の自動二輪車（友人所有）と歩行者Cとの衝突事故（C

死亡)。Aは本件事故当時予備校生で母Y₂らと同居し(父Y₁は単身赴任)、高校在学时自動二輪車の免許取得及び運転が禁止されていたものの、Y₂がY₁に隠れて費用負担したことから、本件の二乃至一年一〇ヶ月前に免許取得及び自動二輪車の購入をし、その直後ころから本件事故の二〇日前にかけて二輪車による制限速度違反、信号無視、一時停止違反等の道路交通法違反を犯し、免許停止処分も受けていた。Y₂は、制限速度違反の際に少年保護事件の審判のためAと共に家庭裁判所に出頭したほか、Aの反則金納付を援助していたが、口頭による注意以上の措置をとることなく、また右各違反事実をY₁に秘していた。Y₁はAの免許取得及び自動二輪車購入を後日知り、結局これを認容し、Aに対して安全運転をするように口頭で注意しただけであった。Cの遺族X₁らからA及びY₁Y₂らに対して七〇九条等に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】右の事実を詳細に認定した上で、「Y₁及びY₂には、当時高校生更に予備校学生であった息子Aが自動二輪車を運転するにつき、右運転により交通事故を惹起することのないよう十分監視監護すべき注意義務があるのにこれを怠った過失がある」とする。

【検討】事案としては、A(制限速度違反等)及びB(自動二輪車)。子による過去の交通違反の事実を詳細に認定した上で、交通事故防止に関する監督義務違反を肯定していることから、交通事故の予見可能性又は予見義務違反を肯定した上で監督義務違反を認めているものと見られる。

〔35〕東京地裁昭和六〇年五月二三日判決(交民集一八卷三号七二九頁)

【事案】A(一八歳一〇ヶ月男)居眠り運転による自動車(勤務先から借りたもの)とB運転原付自転車との衝突事故(B死亡)。Aは父母らと同居し、高等専門学校を中退後(同校における評価は芳しくなかった)、本件事故当時電気工

見習として得た収入の一部を母に渡して残りを小遣とし、本件事故までの間普通自動車の運転経験を約二ヶ月間有していた。Bの遺族XからA及びその父Yに対して七〇九条等に基づき賠償請求。Yに対する関係で請求棄却。

【判旨】本件事故の原因は、本件事故前日からほとんど睡眠をとらず、何度も眠気を催したにもかかわらず休養をとらずに自動車の運転を継続したというAの無謀な行動にあるものといわざるをえず、また、Yにおいて平素、Aに対し、無謀な行動の抑制、交通事故の防止等の指導・監督を十分に尽くしていたかは疑問なしとしないが、「右認定の事実をもってしては、いまだ本件事故と相当因果関係のあるYの監督義務の懈怠があったものと認めるには足りない」。

【検討】親の監督状況ではなく子の加害行為の態様や生活状況の認定から結論として親の責任を否定しており、交通事故の予見可能性がなかったことを重視していると見られる。

〔36〕佐賀地裁昭和六〇年七月一六日判決（交民集一八卷四号九九三頁）

【事案】A（一九歳一〇ヶ月女）運転乗用車によるXの轢過事故（Xは植物人間状態となった）。Aは高校卒業後しばらくして風俗店等に勤務し、また父Yの注意にもかかわらず夜遊びをして深夜に帰宅することがあり、その後一人暮らしを始めたAを母Yが家に連れ戻そうとしたがこれに従わず、その後両親との連絡を絶った（Y₁、Y₂はその行方を探し回ったが見つからず、本件事故の約一ヶ月半前に警察に捜索願を出していた）。また、Aは本件事故の約一年七ヶ月前に両親の援助により自動車の運転免許を取得し、通勤用に両親から自動車を買ひ与えられ、本件事故の約一年五ヶ月前及至一〇ヶ月前に原付自転車の二人乗り等により道路交通法違反で捕まり、本件事故の約半月前に被告車を知人から買ひ受けて乗っていた。X及びその家族からA及びY₁、Y₂らに対して七〇九条等に基づき賠償請求。Y₁、Y₂に対する関係で請求棄却。

【判旨】七〇九条責任の要件として17事件と同様の要件を掲げた上で以下のように述べる。「Aが高校卒業後放縦な生活態度であった事実は本件交通事故と直接の結びつきが認めがたく、仮にY₁、Y₂にこれを放任していた事実があったとしても、これにより本件交通事故の発生の高度の蓋然性が生じたとは認めがたい。また、…：Y₁、Y₂兩名がAの運転免許取得費用を負担し、自動車を買って与えていたこと、Aを夜間の自動車運転から遠ざけるよう監督指導しなかったことについては、Aは高校卒業後就職して社会人となっており、一般に広く自動車が普及し、通勤やレジャー等に使用されていることは公知の事実であり、夜間運転により交通事故の発生の蓋然性がとくに高くなるともいえないことなどからすれば、とくに同女が無免許で運転技術が未熟であるとか、夜間に暴走等の無謀運転をするとか、当然に交通事故の発生の高度の蓋然性が予測されるような特段の事情がないかぎり（同女の交通違反は単車の二人乗りとか初心者マークをつけていなかったとかであって、とくに交通事故の発生を予測させるものではなかった）、同女の自動車運転を制止すべき監督義務はないといわなければならない」。

【検討】事案としてはC（原付自転車の二人乗り等）。「放縦な生活態度」の放任が事故発生の蓋然性を高めたのではないとしていることから、一般的監督義務違反と加害行為との間の「相当因果関係」或いは一般的監督義務違反それ自体を否定していると言え、さらに、監督義務違反の前提として「交通事故の発生の高度の蓋然性が予測されるような特段の事情」を要求している。また、監督義務違反を否定するに際して子が高校卒業後の社会人であることが重視されている。

〔37〕長野地裁昭和六一年九月九日判決（判時二二〇八号一一二頁）

【事案】A（一七歳一〇ヶ月男）運転B同乗の自動二輪車と乗用車との衝突事故（B死亡）。Aは、元来規則に縛られ

ず気ままに行動したがる性格であり、本件事故の約一年五ヶ月前、校則に反して許可なく原付免許を取得したため高校から謹慎処分を受け、同処分中自動二輪車運転により停学処分を受け、本件事故の約半年前二輪免許を取得し、その約三ヶ月後高校を中退し、親元を離れて兄の家に寄寓し（Aの父Y¹はこれを許していた）、同時期被告車を購入し、また、原付免許取得後免許証不携帯、一時停止違反及び無灯火の反則行為、並びに、二輪免許取得後整備不良車運転の反則行為を行い、反則金を納付していた。Y¹や母Y²はAが前記各免許を取得し、自動二輪車等を運転していることの認識はあったが、Aの高校在学時の各処分、各反則金納付の反覆は知らず、Y¹のAに対する車両の運転に関する注意は、口頭での一般的注意にとどまっていた。Bの遺族X¹らからA及びY¹、Y²らに対して賠償請求。請求認容。

【判旨】「Y¹及びY²は、Aの年令、性格からしてAが無謀運転、暴走行為に及ぶおそれが大であることを容易に認識しえたのであるから、日頃から具体的に安全運転につとめるべき旨を厳しく指導し、法令違反が繰返されたり危険な運転がなされている場合には車両の運転を禁止するなどの措置をとるべき義務があったのに、これを怠ったため本件事故の発生を招いたものであることが明らかである」。

【検討】事案としてはA（一時停止違反等）。無謀運転や暴走行為に対する予見可能性を前提としている。

〔38〕盛岡地裁昭和六一年二月二二日判決（判時一二二四号一〇四頁Ⅱ交民集一九卷六号一七一五頁）

【事案】A（一六歳三ヶ月男）は飲酒後自動車を窃取し、無免許運転中に警察官から職務質問を受けて逃走中、時速約九〇kmで赤信号を無視して交差点に進入し、横断歩道を歩行中のBに衝突した（B死亡）。Aは高校入学者後素行が悪く、不登校等のため退学処分を受けた後職を転々とし、本件事故の約半月前から叔父の下で起居して働いていた。また、Aは友人から借りた自動二輪車を無免許運転し、自動二輪車窃取で警察に補導されたこともあり、さらに、父Y¹所有の自

動車をキーの保管の不備に乗じて自宅周辺で運転するなどしていた。Bの遺族XらからA及びY等に対して七〇九条等に基つき賠償請求。請求認容。

【判旨】「Yは、Aとの同居期間中、Aが無免許でオートバイを運転していたのを知っており、Aがオートバイを窃取して警察に補導されたことも分っていたうえ、自宅車庫に保管していた自己の自動車のハンドルの状況等がYの不在中に変っていることがあることにも気づいていたと認められる（かかる場合、……エンジンキー等の保管状況などにも鑑み、Aが無断で自動車を使用し、これを無免許で運転した可能性について考慮すべきは当然であった。）のであるから、右のような状況がある場合、Yとしては、……Aのきわめて問題のある生活状況にも鑑み、自己の自動車をAが使用しうることのないよう、そのエンジンキーの保管方法等についても意を払うのはもとより、特に、Aが無免許運転の所為などに及ぶことがないよう、指導しかつ警告するなどして、Aを監督する義務を負っていたことは明らかといふべきであるにもかかわらず、……Yはおよそかかる監督をすることがなかったと認められるのである（……エンジンキー等の保管状況にも変化がなかったと認められる。）。……（なお、……Aが本件事故の約半月前からYらと別居していた等の事情は、右の結論を左右するものではない。）」

【検討】事案としてはA（無免許運転等）。無免許運転の認識又はその可能性を認めて、監督義務違反を肯定している。なお、監督の委託が行われていたと見られるケースであるが、委託の期間が半月と短いためか、委託の事実はとくに重視されていない。

〔39〕東京地裁昭和六二年六月三〇日判決（交民集二〇卷三号八六七頁）

【事案】交差点におけるA（一六歳七ヶ月男）運転（前方不注意及び徐行義務違反）の自動二輪車とB運転の原付自転

車との衝突事故（B死亡）。Aは本件事故当時就職して得た収入の一部を同居する父母_{1,2}に渡しており、運転免許取得前に被告車を購入し、付近の友人宅に保管し、本件事故の約一〇日前に自動二輪車の運転免許を取得し、免許取得後は自動二輪車を度々運転していた。なお、被告車は車検や自賠責保険が切れており、Aはそれを知っていたが、母₂から車検等の金員借入を断られたため、本件事故時まで車検を受けず且つ自賠責保険のないままであり、また、Aの父₁は本件事故発生までAの被告車購入を知らなかった。Bの遺族XらからA及びY_{1,2}らに対して七〇九条等に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】「Y₁及びY₂は、Aが自動二輪車に非常に興味を持ち、その免許を取得したうえ、借用した友人の自動二輪車をたびたび乗り回していたことを知っており、更にY₂については、Aが車検や自賠責保険の切れた自動二輪車を購入したことを知っていないながら、これを家庭内で話題にすることもなく、Aに対し自動二輪車の安全な運行について何らの指導監督もしていなかったものと推認するのが合理的である」。「自ら工員として収入を得て食費の一部を負担しているとはいえ、依然として両親の全面的な庇護の下にあったといふべきAに対し、Aの親権者であるY₁及びY₂としては、加害車の車検が完了するまでその運転を控えるよう指導し、また、自動二輪車を運転する場合には、運転者としての注意義務を遵守し、道路交通の安全を確認しながら運転し、もって事故を発生させることのないように厳重に注意するよう同人を十分指導監督すべき注意義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、本件事故を発生させたものといふべきである」。

【検討】事案としてはC（車検切れの車両の運転）。交通違反による事故の予見可能性に言及することなく、とくにY₂については子が車検や自賠責保険の切れている自動二輪車を購入したことに對する認識に基づいて車両の運転を防止する義務を課している。

〔40〕大阪地裁昭和六二年八月一八日判決（交民集二〇巻四号一〇五六頁）

【事案】交差点におけるA（一八歳男）運転（信号無視）の乗用車（前日購入）とX会社所有のタクシーとの衝突事故（タクシー破損）。Aは本件事故の約四ヶ月前に運転免許を取得したが、その後本件事故まで事故を起したり、交通違反を犯して検挙されたことはなく、また、その他に無謀運転をするような兆候はなかった。XがA及びその父Yに対して七〇九条等に基づき賠償請求。Yに対する関係で請求棄却。

【判旨】「たとえAが深夜にドライブに出かけることがあつたとしても、そのことからただちに信号無視等の危険な運転をして本件のごとき事故を発生させるかもしれないことまで予見することは困難であると言わざるをえないから、YにおいてAが深夜ドライブに出かけるのを制止するなどして本件のごとき事故の発生を未然に防止する措置をとらなかつたからといって、本件事故の発生と相当因果関係を認められるような監督義務の違反があつたものといふことはできない」。

【検討】交通事故の予見可能性を要求している。

〔41〕東京地裁昭和六三年一〇月一八日判決（交民集二二巻五号一〇六三頁）

【事案】暴走族構成員であるA（二七歳二ヶ月男）、B（一七歳八ヶ月男）、C（二七歳七ヶ月男）、D（一七歳一ヶ月男）は、暴走行為及びそれに用いる乗用車の窃取について合意し、被告車を窃取した後、希望により適宜運転を交代する旨の合意をして、被告車にA及びD、他の一台にB及びCが同乗して走行中、急加速等により被告車がスリップし、路上のEに衝突した（E死亡）。Aは中学時代にDと共に原付自転車窃取して無免許運転をし、高校中退後本件事故の約一年前に暴走族に加入して自動二輪車の無免許運転等をし、本件事故の九日前に家出をしていた。Aの父母Y₁、Y₂は

Aの無免許での自動二輪車運転を何度も目撃し、その都度Aに対して口頭で注意していた。Bは高校中退後、暴走族のリーダーとなり、自動二輪車の無免許運転により暴走行為に加わっていた。Cは高校中退後、自動二輪車及びその運転免許を取得したが、交通違反により免許停止処分を受け、また、暴走行為に加わっていた。Dは高校中退後無免許で自動二輪車による暴走行為に加わっていた。Eの遺族XらからA、B、C及びD、並びに、Y₁、Y₂、Bの父母Y₃、Y₄、Cの父母Y₅、Y₆及びDの父母Y₇、Y₈に対して七〇九条等に基づき賠償請求。Y₁乃至Y₈に対する関係で請求棄却。

【判旨】A、B、C、Dにつきそれぞれ自賠法三条の責任を認めた上でそれぞれの親権者につき以下のように判示する。「Y₁及びY₂は、本件事故前にAが共同暴走行為をしていたことを知ったとはいえないが、無免許で自動二輪車を運転するといふ第三者に対し危害を加えるおそれのある態様で自動車を運転する傾向を有していることを知るに至ったものといふべきである。しかしながら、Y₁及びY₂が、Aに対し、Aが無免許運転をしているのを目撃する都度口頭で無免許運転をしないように注意をしていたというのであり、それ以上に、既に一七歳に達し、本件事故を惹起する一〇日前に家を出て友人のところを泊まり歩いてきたAに対し、右の行為を抑止しうる措置があったといえる事実関係は、本件全証拠をもつてしてもこれを認めるに足りない。」「本件全証拠をもつてしても、Y₃及びY₄がBにおいて、Y₅及びY₆がCにおいて、Y₇及びY₈がDにおいて、本件事故以前に、それぞれ共同暴走行為に加わっていることを知るに至ったと認めるに足りないし、また、本件共同暴走行為を予見し得たといえるような事情を認めるに足りない。」

【検討】Y₁及びY₂に対する関係では無免許運転による事故に対する予見可能性を肯定しながら、回避可能性を否定していると言え、具体的監督義務違反を問題にしていると言えよう。残りの親権者に対する関係では共同暴走行為の予見可能性を否定して監督義務違反を否定しており、ここでも具体的監督義務違反が問題とされている。但し、事案の内容としては、A（無免許運転や共同暴走行為等）であり、予見可能性が一概に否定されるか疑問の残る判示である（とくに

Aについて家出をしていたことから防止措置を講じ得なかった点については、例えば36判決や後述の67判決の事案において講じられている監督措置と対照すると、直ちに監督義務違反を否定し得るか疑問であり、また監督義務違反を否定するに際して一七歳という年齢を重視しているようであるが、これもまた一概に監督義務違反を否定するには微妙な年齢であろう。

〔42〕名古屋地裁昭和六三年一〇月二八日判決（交民集二一巻五号一一三六頁）

【事案】交差点におけるA（一六歳男）無免許運転（信号無視）B同乗の自動二輪車と乗用車との衝突事故（B死亡）。Aは本件事故の約一年半前に自動車窃盗で検挙された後恐喝及び窃盗未遂で検挙され、少年院に入所したことがあり、本件事故の約一〇ヶ月前から自動二輪車の無免許運転をし、五、六回は暴走行為に加わったことがあり、本件事故の約七ヶ月前に自動二輪車の無免許運転で検挙され、家庭裁判所で約半年の試験観察を受け、本件事故当時Bと同居していた。Bの遺族XらからA及びその父母Y₁Y₂らに対して七〇九条等に基づき賠償請求。Y₁及びY₂に対する関係で請求認容。【判旨】「Aは、非行歴も多く、また、車の運転に対する執着が強く、自動二輪車の無免許運転をくり返していたこと、Y₁及びY₂は、Aが自動二輪車を無免許で運転し、家庭裁判所において試験観察及び保護観察処分を受けているにもかかわらず、特にこれを阻止するために十分な監督をしなかったこと、Aが無免許運転により、交通事故を惹起するかもしれないと予測しえたことが認められる。」「Aの非行歴、無免許運転歴に照らすと、Y₁及びY₂は、親権者としての監督義務を尽くしてAの行動を監視すべきであり、また、そうしていれば、本件二輪車の無免許運転行為を知りえたものといふべきである」。

【検討】事案としてはA（無免許運転）。自動二輪車の無免許運転による事故の予見可能性を認めてこれを防止する監

論
〔43〕浦和地裁平成元年三月二十九日判決（判タ七一五号二〇三頁）⁽¹⁴⁹⁾

【事案】A（一七歳男）運転（前方不注意）の乗用車（母B名義。Aは持ち出したキーにより運転）とXの自動車との玉突衝突事故（X及び同乗していたその娘が負傷）。Aは事故当時高校生で父Yと別居し（BはAの居宅とYの居宅に交互に泊まっていた）、本件事故の約三ヶ月前から本件事故までに被告車を両親に無断で一〇回位運転したことがあった。Bは本件事故までに二、三回Aの無免許運転を見つけ注意したことがあったが、車の鍵の厳重な管理等はしていなかった。また、Yは本件事故までAの無免許運転の事実を知らなかった。XからA及びYに対して逸失利益及び慰謝料等を請求。請求認容。

【判旨】「Yには、Aの共同親権者として、Bとともに、Aを監護教育する義務があり、従って、日ごろから、BやA本人と語り合うなどしてAの行状を把握するように努める義務があり、これを守っていたならば、本件事故前にAの無免許運転の事実気づくことができたであろうと思われる、そのときには、Aに厳しく注意するとともにBに車の鍵を厳重に管理させるなどして以後Aが被告車を無免許運転することのないような措置をとってAが他に危険を及ぼすことのないようにするべきであったのであり、結局、Yは、Aを監督する義務を怠った過失により本件事故を発生させたことを認めるのが相当である」。

【検討】事案としてはA（無免許運転）。夫婦間で監督の委託が行われていたと見られる事案であるが、子の無免許運転について委託者である父親の予見義務違反を認め、子に対する直接の指導と母親に対する指示を行う義務を課している。

〔44〕浦和地裁平成元年七月一七日判決（交民集二二卷四号八五〇頁）

【事案】A（一八歳男）運転乗用車の自損事故（同乗者X負傷）。Aは事故当時高校生で父母と同居し、被告車を本件事故の約四ヶ月前に購入した（Aの母Y²が使用者として登録され、購入代金支払のためのローン申込もY²名義の銀行口座から行われるなどしていた）。XからA及びその父Y¹に対して七〇九条に基づき、Y²に対して七〇九条及び自賠法三条に基づき、賠償請求。Y¹に対する関係では請求棄却。Y²に対する関係では自賠法三条に基づいて請求認容。

【判旨】Aは本件事故当時一八歳に達し、自動車運転免許も取得し、十分に責任能力を有していた。「したがって、Y¹がAの親権者としてAを監視、監督すべき義務があったとしても、これと本件事故との相当因果関係は必ずしも明らかではなく、Y¹の過失と本件事故との相当因果関係を認めるに足りる証拠はない」。

【検討】子が一八歳であったことを重視し監督義務の存在そのものを原則として否定し、加えて仮定的な監督義務違反と本件事故との「相当因果関係」を否定し、親の責任を否定するための理由付けを補強していると見られる。但し、ここで言う監督義務が如何なる内容を有するか明らかではない。

〔45〕横浜地裁平成元年九月二八日判決（交民集二二卷五号一〇八七頁）

【事案】交差点におけるA（二七歳男）運転（前方不注意）の乗用車と反対車線の自動車との衝突事故（Aの同乗者B死亡）。Bの遺族X¹からA及びその父母Y¹Y²らに対して七〇九条等に基づき賠償請求。Y¹Y²に対する関係で請求棄却。

【判旨】「Y¹、Y²の監督義務違反の内容と本件事故との間の因果関係の存在の具体的な主張がなく、その立証もない」。

〔46〕高松高裁平成二年七月二〇日判決（判タ七四六号一八六頁）

【事案】急カーブの下り坂において前方不注意により自車を海岸に転落させたことによるA（一九歳一〇ヶ月女）運転レンタカーの自損事故（同乗者B死亡）。Aは事故当時専門学校生であり、本件事故まで一〇ヶ月の運転歴を有し、下宿先では月一回運転する程度であったが、休暇中は実家で自家用車を毎日のように運転していた。Bの遺族XらからA及びその父Yらに対して七〇九条等に基づき賠償請求。Yに対する関係で請求棄却。

【判旨】「Xら主張の監督義務違反の事実を認めることができる的確な証拠はない」。

〔47〕岡山地裁平成四年五月二六日判決（交民集二五卷三号六四九頁）

【事案】運転免許停止中であつたA（一八歳一ヶ月男）は、免許を有する友人BがA所有乗用車を運転するとしてAの父Yを欺いて被告車の交付を受けることをBと示し合わせ、Bと共にY₁から車のキーを受け取り、Y₁の見届ける中B運転の被告車に乗り、同所から二、三km走行した地点でBと運転を代わり、制限速度違反及び前方不注意からC運転の原付自転車に衝突した（C死亡）。Aは高校一年の頃自動二輪車の無免許運転を（このとき親が学校から呼出を受けた）、本件事故の約一年一〇ヶ月前に原付免許を取得した後定員外乗車等をし、高校中退後就職して本件事故の約四ヶ月半前に普通免許を取得すると共に通勤用として被告車を購入したが、本件事故の約三ヶ月前に速度制限違反を犯し、本件事故の約二ヶ月前に免許停止三ヶ月の処分を受けていた。Y₁はAの無免許運転を防ぐため車のキーを預かり、本件事故の約一ヶ月半前にAが被告車を友人に貸与することを懸念して、被告車を自宅から自己の勤務先に移して保管していた。Cの遺族X₁らがA及びその父母Y₁₂らに対して七〇九条等に基づき、Cの逸失利益及び慰謝料等を請求。Y₁₂に対する関係で請求棄却。

【判旨】「Aに交通違反の前歴はあるものの、本件前に、本件のように父親を欺いて被告車の交付を受けた事実を認め

させる証拠がない本件において、……前歴の存在の一事から、父のY¹や母のY²らにおいて、如何なる理由があつても、被告車の保管を継続すべきであつて、A以外の他者に対しても被告車を交付してはならない義務があつたものと即断することはできない。」「父のY¹は子のAが運転免許の停止処分を受けた後、車のキーを取り上げ、その後それだけでは不十分であるとして、更に被告車自体を自己の勤務先に運んで保管するというように、Aが運転できないようにY¹の嚴重な管理下に置いていたところ、事故当日、子のAから……欺かれて被告車を運転免許を有する旨信じていたBに被告車を交付したものであつて、……子のAが嘘をついていることを知らなかったY¹は、……子のAが自己に嘘をついてまで被告車を運転することを当然に予想すべきであつたということも出来ないところであるから、母のY²はもとより、父のY¹においても、子のAが運転することを知りながら、あるいは知りうべき事情の下に被告車の交付をしたものということは出来ない」。

【検討】子に対する監督義務というよりはむしろ自動車の管理義務違反が問われている。このような管理義務をも「監督義務」に含めるとすれば、子の欺罔とそれによる自動車の詐取の予見可能性を要求していることから、具体的監督義務違反を否定していると言えよう。事案としては、無謀運転という点に着目すると、A（自動二輪車の無免許運転や速度違反等）とならう。

〔48〕浦和地裁平成四年八月一〇日判決（交民集二五卷四号九二七頁）

【事案】A（一六歳一〇ヶ月男）運転自動二輪車と歩行者Xとの衝突事故（X重傷）。Aは中学卒業後、本件事故の約三ヶ月前に自動二輪車の運転免許を取得したが、それ以前に既に友人から買い受けた自動二輪車を運転し、さらに原付自転車に乗車中壁に激突するという物損事故を起し、免許取得後本件事故までの間に乗車方法違反等三回にわたる交通

違反を犯し、本件事故の約一ヶ月前に被告車を購入し、仲間と共に自動二輪車を乗り回すことが多かった。XらからA及びその父母Y₁Y₂に対して七〇九条等に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】「本件事故当時、Y₁Y₂は、一六歳の未成年者であるAに対して親権者としての看護養育の義務を負っていたところ、Aは自動二輪車の運転について非常な興味、関心を抱いている半面、交通安全、人命尊重等についての道徳観念は極めて希薄であり、右認定のような状態でAに自動二輪車の運転をさせていたのでは人身事故も起しかねないことは予見するに難くないことであるから、Y₁Y₂としては、Aによる自動二輪車の運転については絶えず重大な関心を払い、運転の時間、場所及び方法等について具体的に厳重な指示を与え、これに従わないような場合には断固として運転を中止させるなど厳格な態度で臨むべきであったというべきである。……Y₁Y₂はAに対し日頃運転について注意を与えていたことは認められるが、これがAに対して何の効果も及ぼしていなかったことは……明らかであり、Y₁Y₂がAに対して前述のような厳格な態度で臨んでいたならば本件のような事故の発生を見ないで済んだものということができる。したがって、Y₁Y₂は、Aに対する親権者としての看護教育の義務を十分に尽さず、このことが本件事故の一因となったということができる」。

【検討】 事案としてはA（原付自転車での事故等）及びB。自動二輪車の運転による事故の予見可能性を前提としてい

る。

〔49〕神戸地裁平成五年二月一〇日判決（交民集二六卷一号一九三頁）

【事案】 交差点における登校途中の高校生A（一七歳男）運転の自動二輪車とB運転乗用車との衝突事故（B車毀損）。Aは本件事故の約五ヶ月前に原付免許を、本件事故の約三ヶ月前に自動二輪車の免許を取得し、その一週間後に被告車

を購入し、本件事故の約二ヶ月前から被告車で通学(校則違反)するようになり、また、被告車購入後本件事故までの約三ヶ月間交通違反等により検挙等を受けたことはなかった(但し、原付自転車運転していた頃に一度定員外乗車によって検挙されたことがある)。Aの父母Y₁、Y₂は、Aの被告車による通学を知らながらAに対して格別の注意をしなかった。Bと自動車保険契約を締結し、B運転の乗用車の修理費用を支払った保険会社XからA及びY₁、Y₂に対して、七〇九条に基づく損害賠償債権を代位取得したとして、支払われた修理費用を請求。Y₁、Y₂に対する関係で請求棄却。

【判旨】「Aが被告車両を運転するに当たり危険な運転をして事故を惹起するような徴候はなかったものと認めるのが相当であるから、Y₁及びY₂においては、Aが被告車両を通学を使用することを知りながら格別の注意を与えずこれを放置していたとしても、そのことからAが……過失により本件事故を惹起させるかもしれないことを予見することは困難であったといわざるを得ず、そのほか、日頃の具体的な指導監督の懈怠についての主張、立証のない本件においては、Y₁及びY₂が右のような態度でAの被告車両による通学を止めさせなかったことをもって、本件事故の発生と相当因果関係のある指導監督義務違反があったとはできない」。

【検討】事案としてはC(原付自転車での定員外乗車)。被告車の使用に際しての事故の予見可能性を否定して親の責任を否定している。

〔50〕宇都宮地裁平成五年四月一二日判決(交民集二六卷二号四七〇頁)

【事案】A(一八歳男)運転(シンナー吸引後降雨の制限速度違反)乗用車の自損事故(同乗者B死亡)。Aについて本件事故当日までにシンナー吸引で一度、シンナー吸引後の原付自転車運転で一度家庭裁判所に事件が係属し、Aの母Yもその調査を受けたことがあり、また、Aはスピード違反、赤信号無視外一回の交通法規違反により警察に検挙さ

れ、これ以外にも数回シンナーを吸引して自動車運転したことがあった。Bの遺族XからA及びYに対して賠償請求。Yに対する関係で請求棄却。

【判旨】「家庭裁判所の調査を受けた二件以外についてYがこれを知っていたか否か、或いは知りうべき状況にあったか否かについてはこれを判断するに足りる証拠がなく、Yが交通関係につきAをどのように監督していたかを認めるに足りる証拠もない本件においては、右の認定事実のみからでは、本件事故と相当因果関係のあるYの監督義務違反があることを認めることができない」。

【検討】事案としてはA（シンナー吸引後の自動車の運転）。シンナー吸引後の自動車運転に対する予見可能性を要求するものと見られる。

〔51〕浦和地裁平成六年三月一日判決（交民集二七卷二号三〇六頁）

【事案】交差点におけるA（二六歳男）運転自動二輪車とB運転原付自転車との衝突事故（B死亡）。Aは本件事故当時高校生であり、校則に違反して自動二輪車購入資金のため学校の許可なくアルバイトをし、免許証の交付を受ける二、三日前に叔父から被告車を無償でもらい受け、本件事故の一七日前に自動二輪車の運転免許を取得し、日頃これを利用して回っていた。Aの父母Y₁Y₂はAの運転免許取得及び取得後のAの自動二輪車運転に反対であったが、特別の問題行動が見られたわけではなかったため、Aの運転を中止させ又は厳しい注意を与えるなどの措置はとらなかった。Bの遺族XからA及びY₁Y₂に対して賠償請求。請求認容。

【判旨】Aは「なお未成年者として心神の発展途上にあり、その精神能力は必ずしも十分なものとはいえない。特に、自動二輪車のように、その取扱いの如何によっては他人を死傷する可能性のある乗り物を手し使用するについては、

その養育監護に当る両親には嚴重な監督義務が課せられるというべきである」。Y¹ Y²には、Aが校則に違反し、親の反対にも拘わらず運転免許を取得し、親に無断で被告車を入手し、運転しようとしているのに、これを中止させるとか、繰り返し安全運転の重要性を説いて嚴重な注意を促すなどの指導教育上の措置をとった形跡は認められない。「そのためAは極めて規範意識の乏しい状態で、興味に引かれるまま、被告車を乗り回し、このことが見通しの悪い交差点で一時停止・安全確認を怠るという基本的な注意義務を怠り、本件事故を引き起こす原因となったことは否定できないところであり、仮にY¹及びY²において右のような措置を取っていたとすれば、本件事故の発生を回避することは可能であったということが出来る」。

【検討】交通事故の防止に関する監督義務が問題とされているが、交通事故の予見可能性には言及されず、自動二輪車の危険性から監督義務が導き出されている。

〔52〕東京地裁平成七年一月二二日判決（交民集二八卷六号一六〇五頁）

【事案】A（年齢不詳、男。但し、自動車運転免許を有していると見られ、それ故一八歳以上と見られる）運転（前方不注視）乗用車（原告Xらの主張によれば他人所有）とX運転乗用車との衝突事故（Xら負傷）。XらからA及びその父Yに対して賠償請求。Yに対する関係で請求棄却。

【判旨】「本件事故におけるYの責任を肯定するためには、Aが責任能力を有する以上……、Yが、Aに交通事故を生させる具体的危険性があるにもかかわらず親権者としてこれを制止する等の措置を怠り、その結果本件事故が発生したことが必要である」。「Xらは、この点について、Aの運転が未熟であること、他人所有車両を運転することを主張するが、前者については、仮にAの運転技術が未熟であり、かつ親権者たるYがこれを認識していたとしても、Yが、運

転免許を有するAの運転を制止すべき監督上の義務があるとは直ちにいえなし、YにAの交通事故発生につき具体的な予見可能性があったと認めるに足りる証拠もないこと、後者についても、Aが運転する車両の所有権の帰属と交通事故の発生とは全く別個の問題であり、本件事故との相当因果関係を認められないことから、Xらの主張はいずれも採用することはできない」。

【検討】一般論において交通事故の予見可能性を要求し、本件においてはこれを認める証拠がないとして親の責任を否定している。

〔53〕東京地裁平成八年七月二九日判決（交民集二九卷四号一〇八九頁）

【事案】A（一七歳男）運転自転車と歩行者Xとの接触事故（X重傷）。XからA及びその父母Y₁Y₂に対して七〇九条に基づき賠償請求。Y₁Y₂に対する関係で請求棄却。

【判旨】自転車は、速度の点からして車両に比べ危険性が極めて低いものである上、Aは本件事故当時一七歳であり、自転車の運転に慣れていたのであるから、「Aが歩行者が多数いる歩道を自転車で運転する場合であっても、Y₁及びY₂には、Aに対し、自転車の運転方法等につき具体的指導・監督をすべき注意義務まではないというべきである」。

【検討】自転車の危険性の低さ等から事故の予見可能性の有無を問うことなく監督義務の存在そのものを否定している。

〔54〕東京地裁平成九年一〇月二八日判決（交民集三〇卷五号一五三〇頁）

【事案】A（一六歳一〇ヶ月男）運転（速度制限違反）の原付自転車とX運転の乗用車との衝突事故（X車毀損）。Aは本件事故当時定時制高校生であり、本件事故の前月運送会社に運転助手として勤務するようになり、本件事故の約三ヶ

月前に原付免許を取得し、兄から被告車を譲り受けた後は、通勤の他、日常的に被告車を使用していたものの、本件事故に至るまで違反歴や事故歴はなかった。Aの父母Y₁、Y₂はAの通勤の便宜を考えて許可し、Aの父Y₁はAの免許取得後には同人に対し、運転のときはスピードを出しすぎないこと、ブレーキ操作を適切にすること等を言い聞かせていた。XからA及びY₁、Y₂に対して七〇九条に基づき賠償請求。Y₁、Y₂に対する関係で請求棄却。

【判旨】「Y₁、Y₂は、Aの親権者として共同して、未成年者であるAの加害車両の運転に当たり、交通法規を遵守し事故を生じさせないように監督すべき注意義務を負うべきところ、……右Y₁らに本件事故発生についての監督義務違反を認めることはできない。」

【検討】過去に事故歴や違反歴等がなかった事実を認定して責任を否定しており、主として具体的監督義務を問題として交通事故の予見可能性を否定していると見られる。

〔55〕大阪地裁平成一〇年六月二十五日判決（交民集三一巻三号九〇八頁）

【事案】

A（一九歳四ヶ月男）運転（制限速度違反）の乗用車（友人Bの父X所有。サスペンションの故障から制御しづらい状態であった）と対向車線の乗用車との衝突事故（Aの同乗者B死亡）。XからA及びその母Yに対して七〇九条に基づき賠償請求。Yに対する関係で請求棄却。

【判旨】Aが、本件事故当時未成年者であり、Yがその親権者であったこと、Aには交通関係の前歴として自動二輪車の無免許運転等があることが認められるが、「Aが本件事故当時既に一九歳であったこと……、本件事故を起した事故車両はXがBに買い与えたものであること……に照らすと、右認定事実から、Yにつき、本件事故に関する不法行為を

構成すべき注意義務違反を認めることができ」ない。

【検討】 事案としては、本件事故が乗用車の運転免許取得後の乗用車による事故と見られることからすると、C（自動二輪車の無免許運転）と言えよう。監督義務の構造については、判旨が簡潔で評価が困難である。但し、監督義務違反の判断に際して子の年齢が重視されている。

〔56〕 大阪地裁平成一〇年一〇月一六日判決（交民集三二卷五号一五六三頁）

【事案】 A（一九歳四ヶ月男）運転自転車と歩行者Xとの衝突事故（X負傷）。XからA及びその父母Y₁Y₂に対して七〇九条に基づき賠償請求。Y₁Y₂に対する関係で請求棄却。

【判旨】 「Y₁及びY₂がA……の両親であることは、当事者間に争いがないところであるが、そのことのみにより本件事故発生について具体的監督義務違反があるとはいえず、また、本件事故発生についての監督義務違反を認めるに足りる証拠はない」。

〔57〕 神戸地裁平成一〇年一二月四日判決（交民集三一卷六号一八五六頁）

【事案】 交差点におけるA（一七歳男）運転（速度制限違反、前方不注意）の自動二輪車とB運転の原付自転車との衝突事故（B死亡）。Bの遺族XからA及びその父母Y₁Y₂に対して七〇九条等に基づき賠償請求。Y₁Y₂に対する関係で請求棄却。

【判旨】 Aが、暴走族に加入するなどして恒常的に無謀運転を繰り返していたことを認めることはできず、また、Xらは本件事故の一ヶ月前にもAが交通事故を起したと主張するが、これはもっぱら相手方当事者の過失によるものである。

「したがって、Y₁及びY₂には、本件事故のような重大な事故が起こることを予測することは不可能であったといふべきであつて、Y₁らがAに対しての監督義務を果たしていなかつたといふこともできない」。

【検討】交通事故の予見可能性を基礎づけ得るような事実がなかつたことが認定されており、それ故、具体的監督義務の違反が問題とされていると見られる。事案としては、子による交通事故の事実が認定されているものの、判旨の認定に従い、それが子の過失によるものでなかつたとすれば、A等にはあたらなと言えようか。

〔58〕名古屋地裁平成一一年三月一〇日判決（交民集三二卷二号四八一頁）

【事案】交差点におけるA（一七歳男）運転原付自転車と乗用車との衝突事故（Aの同乗者X重傷）。XからA及びその父母Y₁Y₂に対して賠償請求。請求認容。

【判旨】Aは本件事故当時未成年であり、住み込みで稼働していたものの休日には実家であるY₁、Y₂の元に帰つて来ていたこと、被告車は実家に保管され、実家で遊びに出る際に使用されていたこと、Aが最初に使用していた原付自転車はY₁が買い与えたものであること、被告車はナンバープレートがはずされ、これを用いて無謀運転が行われることを容易に知りうる状況にありながら、Y₁、Y₂は被告車を点検することもなく、Aに対して二人乗りはするなどと口頭で注意を与えるのみで終始していたことが認められる。「これらの事情に照らすと、本件事故につきY₁、Y₂はAの親権者として監督義務があり、その義務に違反したことが認められる」。

【検討】無謀運転の予見可能性を前提として監督義務違反を認めている。事案としてはA（ナンバープレートの取り外し）となろうか。

〔59〕神戸地裁平成二一年四月二一日判決（交民集三三二卷二一六五九頁）

【事案】A（一九歳男）居眠り運転の乗用車と大型自動販売機との衝突事故（下敷となったB死亡）。Aは被告車を本件事故の約一ヶ月前に購入し、そのとき既に働いていた。他方、Aの父Yは数年前から外国に単身赴任し、年に一、二度、一週間ほど帰国するだけであった。Bの遺族XらがA及びYに対して八二〇条、自賠法三条等に基づき賠償請求。

Yに対する関係で請求棄却。

【判旨】上記の「生活状況に照らせば、Yが親権者としてAに対する注意監督を怠ったとも認められない」。

【検討】親が外国に単身赴任していたという事実をもって監督義務懈怠を否定しているが、学説で問題とされているような、適切な者への委託や委託前後の委託者の監督状況は検討されていない。

〔60〕旭川地裁平成二一年六月三〇日判決（交民集三三二卷三三三号）

【事案】A（一九歳一ヶ月男）運転乗用車のX事務所への衝突事故（事務所内の備品等の毀損）。XからA及びその母Yに対して七〇九条等に基づき賠償請求。Yに対する関係で請求棄却。

【判旨】Aは本件事故の約一年三ヶ月前に運転免許を取得したこと、本件事故以前にもたびたび運転をしていたこと、免許取得の翌月にYから借りた車を友人に運転させて事故に遭ったことがある以外には特に交通事故を起したことがないことが認められる。「右によれば、Aに運転をさせれば第三者に危害を加えるおそれがあると予見しうるような状況は認められないから、YがAに本件車両を運転させたことについて監督義務に違反する点があったとはいえない」。

【検討】交通事故の予見可能性を要求しており、具体的監督義務の違反を問題としている。

〔61〕東京地裁平成二二年一月六日判決（交民集三三卷六号一八〇二頁）

【事案】河川敷の白バイ練習コースにおけるA（一六歳九ヶ月男）運転（無灯火）のモトクロスバイクと歩行者Xとの衝突事故（X負傷）。Aは無免許であり、Aの父母Y₁、Y₂は、A等から話を聞いた上、一般道では乗らないこと等を条件にモトクロスを行うことを許可していた。XからA及びY₁、Y₂に対して七〇九条に基づき賠償請求。Y₁、Y₂に対する関係で請求棄却。

【判旨】「両親には、未成年の子にモトクロスバイクを運転させてはいけない注意義務があるわけではないから、右のとおり、絶対に一般道では乗らないこと等を条件にモトクロスを行うことを許可している以上、当時未成年であったAにモトクロスバイクを運転させた一事をもって、Y₁及びY₂に注意義務違反を認めることはできない」。「Aが平素から、夜間に無灯火及び無免許で自宅からバイクで乗り出して行くとか、本件事故当日、無灯火及び無免許で自宅からバイクで乗り出して行つたと認めるに足りる証拠はなく、したがって、Y₁及びY₂がこれを黙認したと認めるにも足りない」。

【検討】事案としては、子は無免許であるが、本件事故が公道上での事故ではなく、過去に公道上で運転していた等の事実も認定されていないことからすると、A等にはあたらなと言えよう。過去に無灯火・無免許運転等がなかった事実を認定して責任を否定しており、交通事故の予見可能性を否定していると見られる。

〔62〕青森地裁平成一四年七月三一日判決（交民集三五卷四号一〇五二頁）

【事実】A（一六歳男）運転の乗用車（父Yの知人所有、Yが保管）の自損事故（同乗者B死亡）。Aは中学卒業後本件事故当時を含めほとんど無職で、本件事故前にも無免許で自動車運転したことがあり、本件事故前日もBらと共に被告車を持ち出して運転し、本件事故当日にはYの就寝後自宅居間の食器棚に保管されていた鍵を用いて被告車を持ち

出していた。Bの遺族XらからA及びYに対して七〇九条に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】「Yは、Aの親権者として、Aに対する一般的な監督義務を負っている」が、本件事故直前のAの無職徒遊の状況のほか、Aは中学三年生時に学校内で乱暴をして補導され、また、他校の生徒との喧嘩による傷害の非行歴がある上、本件事故の約八ヶ月前には、原付自転車の無免許運転の疑いにより、警察から注意を受け、Yもこの件で交番に呼ばれていたのであるから、「このような事実関係からすれば、Yとしては、自宅横の空き地に保管していた本件車両をAが持ち出して運転することのないよう、Aに対する監督を強化するとともに、その鍵の保管には格別の注意を払うべき義務があったものであるところ、本件車両の鍵を自宅居間の食器棚に保管していたというのみでは、この義務を尽くしたとはいえない」。

【検討】 事案としてはA及びB。自動車の無免許運転の予見可能性を直接に認めるのではなく、子の従前の生活態度等から車両の保管義務を認めており、一般的監督義務違反を問題としてしていると見られる。

〔63〕 大阪地裁平成一四年九月三〇日判決（交民集三五卷五号一三三二〇頁）

【事実】 夜間の交差点におけるA（一六歳男）運転（前方不注意）の自動二輪車と歩行者Xとの衝突事故（X負傷）。XからA及びその父母Y₁、Y₂に対して七〇九条に基づき賠償請求。Y₁、Y₂に対する関係で請求棄却。

【判旨】 「Yらが、本件事故の発生を具体的に予見することができ、Aが夜間に自動二輪車を運転して外出することを許可すべきでなかったとする事情を認めるに足りる客観的な証拠はないから、Yらには、本件事故の発生につき、Aの監督を怠った過失を認めることはできない」。

【検討】 事故の予見可能性を要求しており、具体的監督義務違反が問題とされている。

〔64〕東京地裁平成一五年五月八日判決（交民集三六卷三号六一四頁）

【事実】交差点におけるA（一九歳一ヶ月）運転（速度制限違反）の自動車とX運転の乗用車との衝突事故（X及びその同乗者である子ら負傷）。XらからA及びその父Yらに対して治療費等を賠償請求。Yについて請求棄却。

【判旨】Aは、本件事故当時一九歳で、四輪車については約一年四ヶ月の運転歴を有し、本件事故までに四回の道路交通違反歴を有していたものの、うち三件は駐車違反であり、他の一件は単車の二人乗り禁止違反であり、他に本件事故につながるような危険性を有する違反歴を有していたことを認めるに足りる証拠はない。また、Aが、普段から本件事故につながるような危険な運転をしていたことを認めるに足りる証拠はない。「そうすると、Aが未成年者であるAの父であるというだけで、Xらが主張するような監督義務違反を認めることはできない」。

【検討】事案としてはC（単車の二人乗り禁止違反）。本件事故と同種の事故（とくに四輪車による事故）の予見可能性を要求しているものと見られ、具体的監督義務違反を問題としていると言えよう。

〔64-1〕大阪地裁平成一五年九月二二日判決（交民集三六卷五号一三二六頁）

【事実】交差点におけるA（一六歳七ヶ月男）無免許運転（前方不注意）の乗用車（友人の兄所有）とX運転原付自転車の衝突事故（X負傷）。Aは本件事故までの間に原付自転車の無免許運転で逮捕されるなどしたことが一度ならずあり、その都度父母Y₁、Y₂から叱責を受け、さらに、自動車の無免許運転は数十回に及び、また、Yらは、Yらの叱責にもかかわらずAが原付自転車の無免許運転を繰り返していることを近所の人から告げられて知っていた。XからA及びY₁、Y₂に対して賠償請求。請求認容。

【判旨】無免許者は「交通法規に関する知識に乏しく、運転技術も未熟であるのが通常であるから、無免許運転は交通事故の発生につながる危険性が大きく、交通事故の発生を具体的に予見し得べき行為であるといえるところ、……本件事故の態様からすれば、本件事故は、Aの交通法規に対する知識の乏しさ等によるものであると認められる。……そして、Yらは、……Aが無免許運転を繰り返していることを知っていたのであるから、本件事故の発生を具体的に予見できたといえ、Aが無免許運転をすることがないよう監督すべき義務を負っていたといふべきである」。AがYらの注意にもかかわらず無免許運転をした等の事実からは無免許運転を真に禁ずる措置を講じていなかったと評価せざるを得ない。「無免許運転に対して一般的な注意をするのみでは監督義務を尽くしていたとは認められない。

【検討】事案としてはA（自動車の無免許運転）。過去の無免許運転の事実から交通事故の具体的予見可能性を導き出し、具体的監督義務違反を肯定している。

以上の交通事故に関する裁判例の検討からは以下のことが明らかになろう。すなわち、第一に、一般的監督義務の違反だけが問われる裁判例は、事案の内容として、「特定化された行為」が現われていないケース（10、14、16、25、31、39、51、53）、すなわちそのような行為の予見可能性を従前の状況から直接に導き出し得ないケースである。この点は、現在の学説の到達点を示す監督義務の階層構造により適切に説明することができるであろう。

しかし、第二に、より重要な点は、「特定化された行為」が現われていたケースやその他のケースであっても、常に一般的監督義務違反の有無が問われるのではなく、具体的監督義務の違反の有無のみが問われることがしばしばある点である（11、15、17、24、26、28、30、32（Bについて）、35、36、40、41、47、49、50、52、54、55、57、60、61）。これらの裁判例では一般的監督義務の有無の検討にまでは立ち入っておらず、ここに現在の学説の到達点を示す監督義

務の階層構造との矛盾が見られる。もつとも、例えば子の年齢が一九歳で成人に近いような場合には、一般的監督義務の程度が低くなり、それ故暗黙のうちに一般的監督義務の懈怠が否定されると見ることもできないではなく、裁判例11はこのような監督義務の程度と子の成熟度の相関関係を明示している。しかし、例えば24や30、61等の事案のように子の年齢が一六歳であるような場合にまで一律に一般的監督義務懈怠が否定され得るかは疑問に思われよう。

第三に、「特定化されていない危険」などが現われていたにとどまるケースや特段の危険性ある子の従前の行為などが認定されていないケースで監督義務違反が否定されているのは、主として具体的監督義務の違反の有無だけが問われている裁判例であり(11、15、17、24、28、30、35、36、40、49、52、54、55、57、60、61、63、64)、これに対して監督義務違反が肯定されているのは、13(但し、親の現認下での交通事故という、交通事故の類型では特殊なケースである)、58の裁判例を除いて一般的監督義務違反を問われているケース(10、14、16、31、39、51)である。このことは、具体的監督義務違反の有無だけを問うか、それとも一般的監督義務違反の有無をも問うかにより裁判例の結論が左右されていることを窺わせる。

そこで、以上の第二点や第三点に関連して、「特定化されていない危険」などが現われていたにとどまるケースや特段の危険性ある子の従前の行為などが認定されていないケースにおいて、具体的監督義務違反の有無だけを問うか、それとも一般的監督義務違反の有無を問うかを区分するメルクマールがどこに求められているかであるが、これについて決定的なメルクマールを見出すことは困難であろう。すなわち、全体として見れば確かに、一般的監督義務の違反の有無だけが問われて監督義務違反が肯定されている事案は、被侵害利益が重大なものであり且つ子の年齢が低い(例えば14、31、39、51はいずれも生命侵害が問題となっており、子の年齢は一六歳である)のに対し、具体的監督義務違反の有無だけが問われて監督義務違反が否定されている事案は、被侵害利益が比較的軽微であるか(例えば、15、17、40、

49、54、60は物損の事案）又は子の年齢が比較的高い（例えば11、24、26、28、35、36、47、50、52、55はいずれも子が一八歳以上の未成年者の事案）と言えよう。しかし、例えば、裁判例10は被侵害利益が身体であり、子の年齢が一八歳と比較的高いとも言えるにもかかわらず一般的監督義務の違反が問われおり、これに対して裁判例41や57は被侵害利益が生命であつて、より重大な被侵害利益と言ふことができ、さらに子の年齢も一七歳と比較的低いとも言える年齢であるにもかかわらず、具体的監督義務の違反だけが問われている。また、加害行為に使用された物の親から子への供与や「特定化されていない危険」が事故前に現われていた等のメルクマールについても、そのようなメルクマールを備えながら具体的監督義務違反の有無しか問われない裁判例（11、15、17、26、32（Bについて）、36、50、55、64）や、反対にそのようなメルクマールがないにもかかわらず一般的監督義務違反の有無が問われる裁判例（14、51、53）が見られる。これらの裁判例の一部は、後述する自動車の普及に伴う交通事故の危険に関する評価の変化（例えば11と36）や被監督者の年齢により説明し得るとも見られるが、裁判例の一部において監督義務の理解に関する混乱が存在することとは否定できないであろう。

最後にその他の点として、交通事故の危険に関する評価について、自動車の普及に伴い変化が現われている点などを指摘しておきたい。すなわち、かつての裁判例には自動車等の運行という事実そのものから交通事故の危険性を認め、そこから監督義務を導き出すとする傾向が見られた（12、21など）が、自動車の普及に伴い、近時の裁判例は自動車の運行それ自体から監督義務を導き出すことを否定している（例えば24、28、36、61）。また、子の監督が親から他の者に委託されている場合、監督の委託の事実そのものから親の免責を導くものが見られ（19、59）、適切な者への監督の委託や監督の委託前後の委託者自身による監督が問題とされないことがある。

なお、昭和五〇年代から平成元年にかけて公表された裁判例に比べ、それ以降公表されている裁判例の数が減少して

いる背景には、運行供用者概念の変遷があると考えられる。⁽¹⁵⁰⁾

第四目 その他の事故に関する裁判例

この類型に関する公表裁判例はこれまでに三件存在する。

〔65〕大阪地裁昭和五四年四月二十六日判決（判時九四六号八六頁）

【事案】A（一七歳八ヶ月男）はBを伴い小型漁船（本件事故の約三年半前の船舶職員法改正により、操縦には四級小型船舶士等の免許が必要であったが、Aは無免許）に乗り、祖父C操縦の漁船に曳航されて釣り場に到着し、Cと別れた後釣り場を移るため、Bが泳げないことを知りながらBの安全を確認することなく船を移動させたところ、Bが海中に転落して死亡した。Aは幼児のころCに引き取られて養育され、幼稚園入園の頃両親の下に引き取られ、その後も小学三年生頃から毎年夏休み期間中Cの下に行き、事実上Cの監督下で過ごしていたが、本件事故の約三ヶ月前から叔母方でBと同棲し、また、本件事件の約三乃至二年前に窃盗及び傷害の非行を犯したこともあったが、高校中退後父Y₁の店を手伝うようになってから非行はなかった。Aは本件事故の約三週間前にBをCのもとへ連れて行き（Y₁Y₂はこのことを知っており、また、母Y₂は本件事故の約一週間前にC方に里帰りしてしばらく過ごしていた）、Bと共に本件船に乗って釣り等をしていった。Aは中学一年の頃から一人で漁船を操縦し、Aの父母Y₁Y₂はこのことを知っており、また、Y₂は本件船にAがBを乗せて無免許操縦していることを知っていたが、Aに対して気をつけるよう注意したにとどまった。なお、CはAの無免許操縦を知りながら無駄な操縦はするなど注意するにとどまっていた。Bの遺族XらからA及びY₁Y₂並びにCに対して七〇九条に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】「Aは、本件事故当時一七歳八か月で、……〔傷害の〕非行以降、無事に過ごしており、……Bと同棲し、人と結婚を約束するまでに成長していたのであるから、Y₁およびY₂には、Aの日常生活の全般にわたっての監督義務があるとはいえないけれども、……その成長過程にかんがみれば、Aには多分に未熟な面が残っていることがうかがわれるのであって、Aが一般的にみて人身事故を惹起する危険が予見されるような行動に出ようとしている場合には、その共同親権者であるY₁、およびY₂には、その危険発生の防止措置をとるべき監督義務があるというべきである。そして、Bを連れてC方に遊びに行けば、AはBを同乗させて漁船を操縦することは、Y₁およびY₂には当然予測されることであるところ、本件船を操縦する資格がなく、その技量も習熟しているとはいえないAが、これに漁船には不慣れで泳げない女子であるBを同乗させて操縦するのは相当危険なことであるから、Y₁およびY₂としては、Bが泳げるかどうか、漁船になれているかどうかを確認し、Aに対し、少なくともCの目のとどかないところでは本件船にBを同乗させて操縦しないように、また、Bの動静に充分注意して同人を海中に転落させるような危険な操縦をしないように、嚴重な注意を与えるべき監督義務があるというべきである。」「もともと、Y₁およびY₂が、AがC方に滞在している間は事実上Cがこれを監督してくれるものと期待していたことにある程度無理からぬ面がないではないが、Cは、本件事故当時六八歳の老令であり、Aを溺愛してやや甘やかしていたのであるから、Y₁およびY₂としては、CにAの監督をまかせきりにしておくことは許されないと認めるのみならず、共同親権者の一人であるY₂が、C方に里帰りをした際、Aが現に本件船にBと同乗してこれを操縦しており、Cがそれを容認していることを見聞して知っていたのであるから、その故にY₁及びY₂に右のような監督義務がないということはできない。」「したがって、Aに対して前記のような注意を与えなかったY₁およびY₂には、Aの共同親権者である法定監督義務者として、右監督義務を怠った過失があるというべきである。」

【検討】事案としてはA（小型漁船の無免許操縦）。一般論として日常生活全般にわたる監督義務の存在を否定した上

で、具体的監督義務が問題となることを述べており、本件における事故の予見可能性を肯定していると見られる。また、親から他者に子の監督が委託されていた事案でもあるところ、適切な者への委託があったか否かが問題とされ、さらに、委託後の親の（具体的）監督の態様も問題とされていることが注目される。

〔66〕大阪高裁昭和五四年一〇月一日判決（判タ四〇一号八〇頁）

【事案】65の控訴審。Xらから控訴。控訴棄却。事実認定の部分が省略されているため、詳細は不明。65の【事案】を参照。

【判旨】「本件事実関係のもとにおいては、Aが夏にC方へ遊びに行き滞在するときは、小型漁船を操縦して海上に出ることは予測でき、現にC、YはAが漁船を操縦するところを見ているのであり、Aが未成年者で船舶操縦につき所定の資格も無く、その技術も未熟であったのであるから、このような者が小型漁船を操縦し、しかも海や小型漁船に不馴れな女子である被害者を乗せて海上へ出るような場合には、不測の事故が発生することが一般的に予測できるといふべきであり、このような場合には法定の監督義務者であるY₁、Y₂またはこれに代つて監督すべきCにおいて、Aをして小型漁船を操縦させないように監督するとか、その他Aの小型漁船操縦による事故が発生することがないように監督すべき義務があったといふべきである。しかるに、Y₁、Y₂、Cらがその監督義務を尽くさず、この過失が本件事故発生の一原因をなしている」。

【検討】事故の予見可能性を肯定しており、具体的監督義務を問題としている。事案の内容の内容については65参照。

〔67〕大阪地裁昭和五六年四月二八日判決（交民集一四卷二号五五三頁）

【事案】A（一六歳二ヶ月男）は勤務先から預かっていたキーを用いてB所有の貨物軽自動車を共に飲酒をした無免許の友人Cに運転させていたところ、Cは歩行者Dを跳ね飛ばした上轢過し、Dは植物人間状態となった。Aは中学時代に暴行の非行等により收容されたS学園を卒業後塗装工として働いていたが、本件事故当時シンナー等の非行で保護観察中であり、自宅から使用者E方に通勤していたものの仕事の都合や父Y₁を避けてE方に泊ることが多く、夜外出することが度々あり（一ヶ月に四、五回程度Y₁や母Y₂がAの行方を探すことがあった）、父母から注意されても非行を繰り返し、そのためY₁もどう監督してよいか途方にくれていた。Y₁は、日頃からAの行状が目にあまるときには会社に知らせるようY₂に言い、また、EはAが無免許であることを知りながら本件事故前日仕事上の都合で被告車を運転させた上、運転終了後もエンジンをAに預けていたが、これらの事実をAの父母Y₁、Y₂は知らなかった。XからA及びY₁、Y₂らに対して七〇九条等に基づき賠償請求。Y₁、Y₂に対する関係で請求棄却。

【判旨】七〇九条責任の要件として17事件と同様の要件を掲げた上で以下のように述べる。「Y₁、Y₂のAに対する監護態度については、Aが保護観察中であること、これまでも非行歴があること等を考慮すると、やや放任の傾向にあり、特に仕事が終わった後の生活指導に欠けたところがあることは否めないが、しかし、父母として、息子であるAの更生を願ひ、夜Aが不在であれば、その行方を探し、あるいは訓戒する等非行防止に一応の努力をしたことが窺われること、一方、Aは、……一六歳で事理の弁識能力を十分有しており、これまで家庭裁判所等で訓戒を受けながら更生の意欲に乏しく、保護者の監督を受けること、特に父親と顔を合わせるのを嫌って父親が在宅しているときは家に寄りつかずに友達の家ですぐす等父母が手をさしのべてもこれを嫌って、親権者の指導監護に容易に服しない性向にあったことが窺われ、また、これまでの非行がシンナー吸入、暴行であつて、無免許運転や窃盗等、本件事案と同種の非行による補導歴はなかつたこと、本件事故前には、Y₁、Y₂は、兩名ともAの無免許運転やAが加害車のキーの保管をしていること

を知らなかったこと等が認められ、以上の諸般の事情を総合して考えると、責任能力ある未成年者の監督義務者であるY₁、Y₂に対して損害賠償責任を問うために必要な……要件が充足したものと認め難い。

【検討】無免許無断飲酒運転の教唆・補助の事案である。従って事案としては、A（キーの保管）及びC（無免許運転等）。一般的監督状況に言及し、さらに本件と同種の非行歴がなかった事実等を指摘して監督義務違反（或いはそれと損害発生との相当因果関係）を否定している。いわゆる問題児に対する一般的監督に限界のあることを指摘していることが注目される。

第五目 小括

以上、一六歳以上の責任能力者たる未成年者に関する裁判例を検討してきたが、ここで検討した全ての類型を通してその結論を簡単にまとめておこう。

一六歳以上の責任能力者たる未成年者に関する裁判例では大きく分けて四つの類型が見られる。故意の犯罪に関する裁判例、未成年者同士のけんかによる事故に関する裁判例、交通事故に関する裁判例、その他の事故に関する裁判例である。このうち大部分を占めるのが交通事故に関する裁判例である。

全ての類型を通覧すると、「特定化された行為」が既に現われていたケースでは原則として具体的監督義務違反の有無が問われ、監督義務違反が肯定されている（2、3、6、7、12、18、19（里親について）、21、22、23、27、29、32（Aについて）、34、37、38、42、43、48、64-1、65、66。例外として32、41、47。但し、32は原付自転車の供与、47は欺罔による車両の取得というやや特殊なケースであり、また、41についてはこの裁判例の【検討】を参照。もっとも、このケースでも一般的監督義務違反の有無だけを問う裁判例も少なく、このような裁判例では、予見可能

性を問わずに責任が否定されることがある(4. 他方で監督義務違反を肯定するものとして62)。これに対して、「特定化された行為」が現われていなかったか若しくはそのような行動を認定されていないケース、又は、「特定化されていない危険」などが現われていたに止まるケースでは、具体的監督義務違反の有無が問われるか、それとも、一般的監督義務違反の有無までも問われるかにより結論が異なる傾向が見られる。すなわち、これらのケースにおいて具体的監督義務違反の有無だけが問われる場合には原則として監督義務違反が否定される傾向があり(1、11、15、17、24、28、30、35、36、40、49、52、54、55、57、60、61、63)、他方、一般的監督義務違反の有無までも問われる場合には監督義務違反が肯定される事案も多数見られる(5、8、10、14、16、31、39、51)しかし、これらのケースにおいて具体的監督義務違反の有無を問うにとどまるか、それとも、一般的監督義務違反の有無をも問うかのメルクマールは、一応の目安としては被侵害利益の重大性及び子の年齢、或いは、加害行為に使用された物の親から子への供与等に求められるものの、裁判例の一部においてこの点に関する理解に混乱が存在することは否定できないであろう。

そして、とくに交通事故に関する裁判例においてであるが、具体的監督義務違反の有無だけを問い、監督義務違反を否定している裁判例が多数見られ、このことから、現在の学説の到達点が示している監督義務の階層構造が必ずしも現実の裁判例を説明するのに適していないことが窺われよう。

もつとも、裁判例において具体的監督義務違反のみが問われることのある背景には、裁判所の判断が当該訴訟における当事者の主張・立証の内容に左右されていることがあることは否定できないであろう。その限りでは、現在の学説の見解は妥当なのかもしれない。しかし、例えば、裁判例24は一般論として親の責任要件としての具体的監督義務違反を要求しており、必ずしも裁判例が当事者の主張・立証だけに左右されているわけではないと言えよう。

最後に、被監督者である子の年齢がある程度高いことから監督義務の存在そのもの又は監督義務違反を否定する裁判

例が幾つか見られる（11、20、24、28、36、55、61）ところ、これらはほとんど一八歳以上の未成年者に関する裁判例であり、一八歳未満の未成年者について被監督者の年齢による監督義務の限界を考慮すると見られる裁判例は存在しない。

第二項 一六歳未満の責任能力者に関する裁判例

第一目 故意の犯罪に関する裁判例

この類型に関する公表裁判例はこれまでに一一件存在する。

〔68〕大阪地裁昭和三十七年五月二六日判決（判時三一〇号三七頁）

【事案】A（一五歳男）B（一五歳男）C（一五歳男）によるXの強姦。XからABC及びそれらの父母Yらに対して慰謝料等を請求。Yらに対する関係で請求棄却。

【判旨】「親権者が民法八二〇条に基き未成年者の監護および教育をする権能を有し義務を負うものであり、ここに監護教育の義務とは単に未成年者に対する義務のみでなく、社会に対する関係では未成年者を社会に適応するように育成する義務をも包含しているものと解すべきである」。七一四条の規定が責任能力ある未成年者の不法行為について適用のないことは明らかである。「しかしながらこの故に直ちに民法第七一條、第七二条の反対解釈として、責任能力ある未成年者の不法行為については、当該未成年者のみが損害賠償義務を有し法定の監督義務者である親権者はこの義務を全く負わないものと解すべきではなく、親権者において未成年者が他に損害を加えることを予見し、または予見し

得る状態にあり、かつ損害の発生を防止し得る状態にありながらこれを放任するなどその監護義務に著しく違背し、このため他に損害を与えた場合であつてしかも親権者の監護義務違背と損害の発生との間に相当因果関係の認められるような場合にあっては、被害者において親権者の監護義務違背、損害発生との因果関係の存在を主張立証して親権者に対する独立の責任を追及し得るものと解すべきであるが、右のような場合を除いて単に親権者が民法第八二〇条に定める監護義務を果さなかつたということだけではこのことから直ちに責任能力ある未成年者の不法行為につき親権者に責任を負わせることはできない。本件では監督義務違反及び因果関係についての主張・立証がない。

【検討】下級裁判例において初めて七〇九条責任成立の余地を認めた裁判例。一般論として、一般的監督義務の違反では足りないが、具体的監督義務違反がある場合には親の責任が成立し得ると述べる。しかし、事案の解決としては監督義務違反の事実の主張・立証がないとして請求を棄却している。

〔69〕鳥取地裁米子支部昭和四五年一月二二日判決（民集二八卷二号三五頁）

【事案】昭和四九年判決の第一審。A（一五歳一〇ヶ月男）は流行のズボンの購入代金等の欲しさから下級生Bを殺害して金員を強取することを企て、新聞代金の集金に出ているBを絞殺した上、現金を強奪した。Aの父Y₁は大工として働き、母Y₂は内職をして若干の収入を得ていたが、Y₁は家計を顧みず月々の収入の三割余を飲酒に費消し、飲酒しては理由もなく子どもらに暴力を振るうなどし、またY₂は子どもたちに甘いだけで放任に近い状態にあった。Aは、幼少時の足の火傷により多少の歩行障害があることに劣等感を抱き、小学三年の頃に家出をしたことがあったものの、さしたる問題行動は見られなかったが、中学二年頃から不良交遊や菓子万引、怠学などで補導を受けるようになり、これに対してY₁Y₂はその場限りの注意を与える程度で真剣に対処しようとしなかったことから、Aは次第に非行の度を深め、

三年に進級した頃から華美な服装に対する執着が酷くなり、新聞配達をしてその一部を小遣としてもらっていたものの、到底欲しいと思うズボンなどを買うことができず、本件事件の約三乃至四ヶ月前には人を殺害してでも金を奪おうなどと思ひ詰めるようになっていた。Bの遺族XらからA及びY₁Y₂らに対して賠償請求。請求認容。

【判旨】「Aの本件犯行は、Y₁及びY₂においてAの右欲求や性格をよく理解して善導し、とくに同人の性格がいく分かは生来の素質によるとしても、暗い家庭環境と火傷による不具であることの劣等感が大きく作用して形成されたものであることに思いを深くし、Y₁の飲酒による浪費をやめて監督義務を尽くしていたならば、これを回避することができたであろうことは、否定できないところである。されば、Y₁、Y₂の右監督義務の懈怠は、Aをして本件犯行を犯すに至らしめた一原因をなし、その間に相当因果関係の存することもまた明白である」。

【検討】事案としてはC（万引等）。強盗殺人についての予見可能性を要求せず、また、これを直接に基礎づけ得るような事実認定もされていない。

〔70〕広島高裁昭和四十七年七月一九日判決（民集二八卷二二号三六二頁）

【事案】69の控訴審。Yらから控訴。控訴棄却。事案の内容については、69判決の認定とほぼ同じ。

【判旨】Aは未だ中学生であり、「親権者であるY₁、Y₂のもとで養育監護を受けていたものであるから、YらのAに対する影響力は責任無能力者の場合と殆ど変らない程強いものがある」といべきであり、Aについて中学二年生の頃から不良交遊を生じ、次第に非行性が深まってきたことに対し適切な措置をとらないで全くこれを放任し、一方Aのさほど無理ともいえない物質的欲望をかなえてやらなかったのみならず、家庭的情愛の欠如に対する欲求不満をもつらせ、その結果同人をして本件犯行に走らせたものといえることができるから、YらのAに対する監督義務の懈怠とBの死亡の

結果との間における因果関係はこれを否定することができない」。

【検討】強盗殺人についての予見可能性を要求せず、また、これを直接に基礎づけ得るような事実認定がされていない。

〔71〕最高裁昭和四九年三月二二日判決（民集二八卷二号三四七頁）⁽¹⁵¹⁾

【事案】昭和四九年判決。70の上告審。Yらから、上告理由として、原判決が「当該違法行為自体についてのYらの過失」を論じていない点を非難して上告。上告棄却。

【判旨】「未成年者が責任能力を有する場合であっても監督義務者の義務違反と当該未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係を認め得るときは、監督義務者につき民法七〇九条に基く不法行為が成立するものと解するのが相当であつて、民法七一四条の規定が右解釈の妨げとなるものではない。そして、YらのAに対する監督義務の懈怠とAによるB殺害の結果との間に相当因果関係を肯定した原審判断はその適法に確定した事実関係に照らし正当として是認できる」。

【検討】上告理由において「当該違法行為自体についての過失」の判断が求められたのに対して、これに答えることなく原審判断を是認しており、一般的監督義務の違反に基づく親の責任を肯定するものと見られる。⁽¹⁵²⁾

〔72〕東京地裁昭和五六年七月一六日判決（判時一〇一〇号三頁）

【事案】EはA（一五歳一ヶ月男）、B（二五歳男）、C（一五歳一〇ヶ月男）、D（一五歳一ヶ月男）と共に飲酒をした後、通りかかりのXと口論となり、A、B、C及びDが側で見ている中、Xに暴行を加え、Xは重傷を負った。Aら五名はいずれもいわゆる番長らが組織するグループのメンバーであり、このグループのメンバーは他校の生徒など

に喧嘩を売っては殴り合いをし、本件事件の約三ヶ月前には凶器準備集合、傷害の疑いで補導されたこともあり、本件事件当時Eが負けそうになったときは他の者が助ける体勢をとっていた。A乃至Dの父母Y₁、Y₂、Y₃、Y₄、Y₅、Y₆、Y₇（Dの親権者は母Y₇のみ）はAらが中学三年の時から酒を飲み、喧嘩をして相手に傷害を負わせたことがあることを知っていたが、喧嘩もほどほどにせよ等と口頭で注意する程度であった。XからA、B、C、D及びY₁乃至Y₇に対して賠償請求。請求認容。

【判旨】「本件において、被告Y₁らは、Aらが中学三年生の頃から酒を飲んだり、喧嘩して相手に傷害を負わせたりしていることを知りながら放置し、他人に危害を加えるような行為をしないようにとの一般的な生活指導を怠った結果、Aらが本件に至ったもので、右監督義務懈怠と本件傷害との間には、相当因果関係を認めることができる。」

【検討】傷害の補助の事案。事案としては、一見すると、傷害の補助とは異なる「特定化されていない危険」（傷害等）が現れていたに止まるケースに思われるが、実質的には傷害の共謀行為があったということができ、Aと言えよう。子による飲酒及び傷害を認識していたことを認定しており、傷害についての予見可能性を肯定していると見られる。

〔73〕盛岡地裁花巻支部昭和六〇年一〇月二八日判決（判タ五七一号八〇頁）

【事案】A（一五歳七ヶ月男）は、BがA所有の自転車に足蹴りを加えてこれを破損させたことなどから激昂し、金串で頭部等を刺すなどし、Bは死亡した。Aは事件当時高校生であり、友人と遊んでいる際に負傷させたことがあったが、本件事件までの非行としてはジュースを盗んだ事実があるのみであり、特に指導上の問題の無い少年であった。Bの遺族X₁らからA及びその父母Y₁、Y₂に対して七〇九条に基づき賠償請求。請求認容。

【判旨】「Aが本件不法行為に使用した先の方のどがった金串を中学校二年生の頃から遊びに使い、毎日のように持ち歩いてきたことをY₁、Y₂はよく知っていながら、何の注意もしなかつた事実を認め得るが、……日頃は気が弱いが短気

でカツとなりやすいというAの性格をY₁、Y₂は熟知していたのであるからこのような性格の少年が容易に凶器となり得る金串を持ち歩くということから、同人が他人に危害を及ぼす行為に出るかも知れぬということは、予見不可能ということはできず、そのような結果に至らないよう指導監督すべき注意義務がY₁、Y₂には存在したと解せられるところ、右Y両名が適切な指導監督をせず放任していたのであるから、この義務違反とBの死亡との間には相当因果関係があるものと判断される。

【検討】 事案としてはA'(金串の所持)。金串の所持の認識から「他人に危害を及ぼすこと」の予見可能性を肯定しているものの、殺人の予見可能性までは肯定しておらず、このことから一般的監督義務を問題としているものと思われる。

〔74〕 仙台地裁昭和六二年七月二八日判決(判時一二四八号一〇三頁)⁽¹³³⁾

【事案】 C中学の生徒A(一五歳三ヶ月男)及びB(一四歳一〇ヶ月男)は、学校で偶々出会った同校の生徒Xの態度が気に入らないとして立腹し、Xに暴行を加え、Xは重傷を負った。Aは中学入学以来本件に至るまでに他の生徒に対する暴行等の問題行動があり、また、自動二輪車の窃盗により警察の補導及び家庭裁判所における審判を受けたことがあった。Bは中学入学以来シンナー吸引等の行動があり、自動二輪車の無免許運転をしたことがあった。Aの母Y₁及びBの母Y₂は家庭での指導・監督について学校から注意を受ける都度それぞれA及びBに対して注意をしたが、A及びBがこれに対して特段反抗する等の態度を示さなかったことから、さらに進んでA及びBの生活態度を改善させる積極的努力をしていなかった。XからAB及びY₁Y₂に対して七〇九条に基づき賠償請求。Y₁Y₂に対する関係で請求棄却。

【判旨】 「Y₁及びY₂はそれぞれA及びBがしばしばC中の生徒に対し暴行に及んでいたこと及びその点につき指摘して注意を与えていても改まらないでいたことを知っていたのであるから、更に同じような行動に出ることのないよう同人

らを指導する等の措置をとるべき注意義務があったものといえることができる。「しかしながら、A及びBはいずれも本件事件以前にはC中の生徒に傷害を負わせるまでの行動に出たこととか、したがってY₁及びY₂はそれぞれC中からその点についての連絡、指摘を受けたとか、XとA及びBとの間に以前から対立状態にあったとか、Xに対してことさら暴行を加えかねない切迫した特段の事情があったとの事実を認めるに足りる証拠はないから、Y₁及びY₂には本件事件についてこれを予見し又は予見する可能性があったといえることはできない。そうすれば、Y₁及びY₂には、右注意義務を尽くす以上に、A及びBを監視するなどして本件事件の発生を防止するまでの注意義務があったものとまでいうことは相当でない」。

【検討】暴行を防止するための監督義務の違反を認めるようであるが、親の責任を肯定するために、暴行にとどまらず傷害までの予見可能性を要求し、さらにXに対する傷害の予見可能性までも要求しており、（限定された）具体的監督義務の違反を問題にしてこの義務違反を否定している。⁽⁸⁴⁾（責任判断と直結していない）注意義務違反（暴行の防止に関する注意義務違反）を認めながらも責任を否定している点が注目される。事案としては、Aについては、従前の「暴行」の具体的な内容が明らかではなく、判決の言うように傷害の事実がなかったとすれば、Cと言う余地もあると思われるが、通常暴行と傷害が密接に結びつくものであることからすれば、Aとすることができよう。BについてはCケース（自動二輪車の無免許運転等）。

〔75〕名古屋地裁平成六年七月二二日判決（判時一五五六号一一八頁）

【事案】A（中学三年生男）は、中学の卒業式当日同級生Xと喧嘩になり、教諭の仲裁により一旦喧嘩が収まった後、自らXの側に行つて不意にその顔面を足蹴にし、Xは重傷を負った。Aは中学三年の夏休み中に他の生徒に暴力を振る

い、父母Y₁Y₂と共に相手に謝りに赴いたことがあり、また、Xに対して中学三年生の一学期以降首を絞めたり、シャープペンシルの先端で突こうとする等し、本件の約一週間前及び前日には先端に画鋏を突き刺したスリッパでXを蹴りつけ、事件前日にはスリッパを取り上げようとしたXに殴りかかり（Xは負傷した）、さらに運動場においてXに石を投げつけるなどの嫌がらせをしていた。XからA及びY₁Y₂に対して賠償請求。請求認容。

【判旨】「Y₁及びY₂としては子であるAの……粗暴な性格があることに常日頃から注意をし、他人に暴行傷害行為を行わないよう充分に指導監督すべき義務があるのにこれを怠った結果、Aの本件加害行為が生じたものといわなければならず、右注意義務違反の程度は大きいものがあるといわざるを得ない。」「本件事件が偶発的であり、Y₁及びY₂にとつてみれば、予見可能性もなかったと主張するが、……Aの他人にちよつかいを出していじめをしたがる粗暴な性格およびそれが段々とエスカレートしてきた経緯からすれば到底措信できないところである」。

【検討】本件では事件前における長期間の「いじめ」や事件直前の喧嘩が認定されているが、本件で問題とされている加害行為が長期間の「いじめ」それ自体ではないこと、また、本件加害行為が喧嘩そのものの中で行われたものではなく、それが一度やんだ後に行われたものであることに鑑みて、本件をいじめ型や喧嘩型に区分せず、故意の犯罪に区分することとする。

一事案としてはA（被害者に対する傷害行為）。被害者に対する暴行傷害行為の予見可能性まで認定したものかは判然としないが、少なくとも他人に対する暴行傷害行為の予見可能性を認定している。

〔76〕東京高裁平成六年一月三〇日判決（判時一五一六号四〇頁）

【事案】浦和地裁平成五年三月三一日判決（判時一四六一号一七頁）⁽¹⁵⁵⁾の控訴審。A（一五歳一〇ヶ月男）、B（一四歳

一ヶ月男)、C(一四歳三ヶ月男)及びその弟D(一三歳三ヶ月)は、被害者Eの死体発見後、警察の取調においてEの殺害を自供し、強姦及び殺人の容疑で緊急逮捕された。家庭裁判所における少年保護審判手続においてABCは初等少年院送致の保護処分決定を、Dは教護院送致の決定を受け、抗告及び再抗告が棄却されて確定した(いわゆる「草加事件」)。その後Eの遺族XらがA及びその父母Y₁、Y₂、B及びその父Y₃、C及びD並びにその父Y₄に対してEの逸失利益及び慰謝料等を請求。原審はAらの自白の信用性を否定して請求棄却。Xらから控訴。加害者の自白の信用性が認められ、控訴認容。控訴審の事実認定によると、ABCDは友人らと共に夜間窃取した乗用車を乗り回していた際、顔見知りのXを発見して無理やり自動車に乗せ、強姦した後(但し未遂)、殺害した(但し、Dについては殺人の事実は認定されていない)。Aは小学五年頃から窃盗を繰り返して、中学入学後は不良交遊を深め、シンナー吸引、外泊、無免許運転、窃盗等を繰り返して、再三児童相談所への通告を受け、教護院での教護教育を受けたりしたが効果がなく、その後も窃盗を繰り返したため、本件事件の約一年半前に少年院送致の処分を受け、約二ヶ月後少年院を仮退院したがその後も素行が改まらず、本件事件の約二週間前にか出をし、自動販売機荒しをして警察に保護され、本件事件の三日前に保護者に引き取られたが、本件事件当日家出をして本件事件を引き起こした。Bは小学三年頃から窃盗を反覆するようになり、A及びDと共にバイク、自動車の窃盗、車上狙い、シンナー吸引等を連続して行い、一〇回以上にわたって警察に補導されており、また、父Y₃の監護に服さず、家出を繰り返して不良交遊を続けていたが、本件事件の一週間前にか出をし、Aら非行仲間と共に車上狙いや自動車窃盗を繰り返した末、本件事件を引き起こした。Cは小学四年頃から窃盗を繰り返すようになり、弟Dと共に非行仲間と交遊するようになり、中学に入ってから家出、シンナー吸引、自動車の窃盗、自動販売機荒し、不純異性交遊等の非行を繰り返して、本件事件の約一年前から児童相談所の指導を受けるようになったが依然としてこれらの非行を続け、本件事件の約九日前家出をし、B及びDらと共に窃盗を繰り返しながら暮らすうち、本

事件を引き起こした。Dは年少の頃からA及びBらと共に家出、バイク・自動車の窃盗、車上狙い、シンナー吸引、不純異性交遊等の非行を犯すようになり、本件事件の一ヶ月前に自動車窃盗で補導され、児童相談所に一時保護され、本件事件の約二週間前に父Yに引き取られたが、間もなく家出をして窃盗を繰返すうち、本件事件を引き起こした。

【判旨】「Yらは、本件事件当時、A、B及びCが一四歳ないし一五歳であつて異性に対し強い興味を持つ年代である上、非行集団の特殊な心理から、不純異性交遊や強姦等の非行を犯し、これに付随して傷害・殺人等の凶悪犯罪を引き起こす可能性があることを知り得たといふべきところ、同人らは未だ親による監督が可能な年代であつたのであるから、Yらは、Aらの親権者として、A、B及びCの日常の行動に十分な注意を払い、同人らが夜遊び、家出等を行う都度生活指導をしてその行動がエスカレートしないように規制するなどすれば、本件事件の発生を未然に防止することができたと認められるから、Yらには右のような規制行動を取るべき注意義務が存したといふべきところ、Yらは、右注意義務を怠り、A、B及びCが大分以前から……常軌を逸した反社会的行動を取っているのにこれを放置した過失により、同人らをして本件事件を引き起こさせたものであ」る。

【検討】Xらの請求がEの逸失利益や慰謝料であることから、主として殺人についての監督義務違反が問題とされ（但し、強姦の事実についても慰謝料算定に際して斟酌されている）、殺人の予見可能性を肯定していることから、具体的監督義務の違反を問うようである。もつとも、事案としてはC（強姦殺人と窃盗、不純異性交遊等）であり、当該加害行為の予見可能性を従前の状況から直接に導き出すことの困難なケースである。

〔77〕秋田地裁平成七年九月二二日判決（判時一五七九号一二四頁）

【事案】B（一五歳一〇ヶ月男）はXとの変形学生服の売買に絡み、A（一五歳九ヶ月男）及びC（一五歳五ヶ月男）

と共に学校のトイレ内でXに暴行し、Xは心因反応を発症した。AらがXを継続的にいじめていたことはなく、また、YらはAらの服装について学校から注意を受けたことはあるが、暴行事件で指導等を受けたことはなく、本件事件発生まで学校等から指導等がなかったことから変形学生服の売買の事実を知らなかった。XらからA及びその父母Y₁、₂及びその母Y₃、並びに、C及びその父母Y₄、₅らに対して七〇九条等に基づき慰謝料等を請求。Y₁乃至Y₅に対する関係で請求棄却。

【判旨】 Yらが監護教育義務に違反して本件暴行を発生させたと認められる場合には七〇九条責任を負うが、「法定監督者としての責任（民法七一四条）の場合とは異なり、一般的に監護教育義務を怠ったというのでは足りず、子が他人の生命身体等に対し危害を加えることがある程度具体的に予見されたにもかかわらず、それを阻止すべき措置を故意・過失によって採らなかつた場合にその責任が認められると解するのが相当である」。「Yらは、いずれも、その子がXに對してはもとより、誰か他人に暴行を加えるおそれがあると具体的に予見することができる状況にはなかつたと認められる」。

【検討】 一般的監督義務の違反だけでは足りないとし、具体的監督義務の違反を要求した上でこれを否定している。

【78】 奈良地裁葛城支部平成一一年二月一日判決（判時一七三〇号七七頁）

【事案】 A（中学三年生男）は、中学校での昼食時間中、同級生Xの態度に腹を立てて側頭部付近を足蹴にし、B（中学三年生男）はこれを補助し、Xは負傷した。XらからA及びその父母Y₁、₂並びにB及びその父母Y₃、₄らに対して七〇九条等に基づき賠償請求。Y₁乃至Y₄に対する関係で請求棄却。

【判旨】 A及びBが本件暴行前に、他人に暴行を加えたり、そのおそれがあるような生活態度を示していたと認めらるに

足る証拠はない。「そうすると、Y₁ Y₂においてAが、Y₃ Y₄においてBが、それぞれ他人に暴行を加えるおそれがあることを予見できるような状況にあったとは認定できず、結局、Y₁らにおいて、本件暴行を振るわないように監督し、あるいは教育すべきであったのにそれを怠った過失があったとは認定できない」。

【検討】「教育すべき」義務に言及しているが、実際には暴行の予見可能性を要求している。

〔78-1〕宇都宮地裁平成一六年九月一五日判決（判時一八七九号一三六頁）

【事案】A（一三歳男）は、中学校において授業態度につき注意を与えたB教諭を携帯していたナイフにより刺殺した。Aは、本件事件の約半年前初めてナイフを購入した頃より常時ナイフを携帯するようになり、また、小学校時代に友人らに暴力を振るったことがあるほか、中学入学後周囲の者に対する暴力的言動が始まる等していた。Aの父母Y₁ Y₂は、Aのナイフの購入及び携帯の事実を知らなかった。なお、本件事件後Aには爆発性精神病質等の診断がなされている。Bの遺族X₁からY₁ Y₂に対して賠償請求。請求認容。

【判旨】Aの供述等から、「ナイフ所持の禁止あるいは人の生命の尊厳やかけがえのなさといった基本的な事柄について、Y₁らのAに対するしつけや指導には重大な過誤があったことが推認される」。また、中学入学後に現れた暴力的言動等「思春期特有の反行動を超えた明確な変化」に対し、「Y₁らはある程度これに気付いていながら、特段の対処を講じていなかった」。さらに、Y₁らはAによるナイフの購入・携帯の事実があるにもかかわらずこれに全く気付かなかった。「これらの諸事情を勘案すれば、……Y₁らにおいて、Aに対する監督義務の懈怠があったことは否定でき」ない。また、「Y₁らにおいてAによる殺害行為自体を具体的に予見していなかったとしても、Aが本件事件当時一般的な他害行為に及ぶ可能性は十分に予見できたのであるから、予見可能性はあったというべきである」。

【検討】 事案としてはC（暴力的言動、ナイフの所持）。殺人自体の予見可能性を要求しておらず、一般的監督義務の違反に基づき親の責任を肯定している。

以上故意の犯罪に関する裁判例の検討からは、ここでも、具体的監督義務違反の有無だけが問われ、監督義務違反が否定される場合があることが明らかとなる（74、77、78）。これらの裁判例において子がいずれも一五歳以下の未成年者であることからすれば、一般的監督義務の違反が暗黙のうちに否定されていると容易に考えることはできないであろう。

また、ここでも、「特定化された行為」が既に現われていたケースでは具体的監督義務の違反が問われて責任を肯定されている（72、75。これに対して74（Aについて）。但し、この裁判例の【検討】参照。他の裁判例に比べ、かなり厳格に予見可能性を要求している）のに対して、それ以外のケースでは、76を除き、具体的監督義務違反の有無だけが問われる場合には原則として監督義務違反が否定される傾向にあり（74（Bについて）、77、78）、一般的監督義務違反の有無が問われる場合には監督義務違反が肯定されている（69、70、71、73、78-1）。もともと、ここでは、具体的監督義務違反の有無を問うにとどまるか、それとも一般的監督義務違反の有無まで問うかを区別するメルクマールを、子の従前の行動に何ら危険性の認められない場合（この場合には具体的監督義務の違反を問うにとどまる）か、それとも何らかの危険性が認められる場合（この場合には一般的監督義務違反の有無を問う）かという点に比較的容易に求めることができるかもしれない。この点について、裁判例76が、「特定化されていない危険」しか現われていなかったケースであるにもかかわらず、具体的監督義務違反を肯定している点が注目される。

- (144) 事故当時は、昭和四〇年道路交通法施行令改正の前であり、乗車装置を備える第二種原動機付自転車の乗車定員は二名であった(同改正前施行令二三条)。
- (145) このような要件は、山本・前掲判批(註12)一一三頁によるものであろう。
- (146) 本件事故当時七五〇cc以上の自動二輪車の運転については一般に、いわゆる限定解除が必要とされ(平成七年改正前の道路交通法九一条参照)、本件でもAの運転免許には限定が付されていたと見られる。
- (147) 本件については加害者の中に一六歳未満の者も含まれているが便宜上ここで検討することとする。
- (148) 平成七年改正前の道路交通法七一条の四参照。同第四項は、自動二輪免許を受けた後通算して一年に達しないものは原則として運転者以外の者を乗車させて運転してはならないとしていた。
- (149) 本件については判例評釈として、渡邊等「浦和地裁平成元年三月二十九日判批」『平成二年度主要民事判例解説』(平成三年)一〇六頁がある。
- (150) 周知のように、判例は当初、運行供用者性を肯定する要件としてし、運行自体についての直接の支配力を必要としていた(最判昭和四三年九月二十四日判時五三九号四〇頁。子の自動車を営業用に借りていた父親が事故を起した事案について、子の運行供用者性を否定)が、その後、間接的支配乃至支配の可能性(最判昭和四三年一〇月一八日判時五四〇号三六頁。会社が担保として預かっていた自動車をその会社の従業員が私用無断運転して事故を起した事案について、会社の運行供用者性を肯定)や「自動車の運行について指示・制御をなし得べき地位」があれば足りる(最判昭和四五年七月一日判時六〇〇号八九頁。家族経営の営業のために使用されていた兄所有の自動車で妹が事故を起した事案について、父親の運行供用者性を肯定)として、規範的に捉えるようになり、最判昭和五〇年一月二十八日(民集二九卷一〇号一八一八頁)は、成人の子が所有し、もっぱら子のために使用され、購入費用・維持費等も子が負担していたが、その登録名義人を父としていた自動車で子が事故を起した事案について、父親の運行供用者性を肯定し、「監視・監督すべき立場」があれば足りるとした。このため、近時の交通事故裁判例では、子の交通事故についての親の責任は運行供用者責任として処理されるようになり(例えば裁判例において、原告から親に対する七〇九条及び自賠法三条による請求について自賠法三条に基づく責任だけを肯定して監督義務違反の有無を検討しないものとして、福岡地裁飯塚支部昭和五七年七月十五日判決交民集一五卷四号九三三頁。学説において最判昭和四五年七月一日及び最判昭和五〇年一月二十八日の運行供用者責任

の判断が実質的に監督義務違反の判断だとするものとして、伊藤高義「運行供用者責任」『ジュリ増刊総合特集 交通事故—実態と法理』(昭和五二年) 八三頁、七〇九条責任の監督義務違反を問題とする裁判例が減少したものと思われる。運行供用者責任の判断に際して監督義務違反の有無が検討されることがあるとしても、運行供用者責任の判断には親子間の人的関係の他、親と自動車との物的関係のように監督義務違反の判断に完全には解消し得ない要素も考慮されると考えられることから、本稿では検討の対象から除外した。監督義務に関する判断と運行供用者性に関する判断の関係については今後の検討課題としたい。

(151) 本判決についての判例評釈としては、既に掲げたものの他、芦川豊彦「最判昭和四九年三月二二日判批」判タ三一〇号(昭和四九年)七八頁、山口純夫「同判批」『昭和四九年度重判解』(昭和五〇年)七四頁、田上富信「同判批」『法七増刊 不法行為法』(昭和六〇年)一一〇頁があり、また、解説を行うものとして、浜田稔「未成年者の不法行為と監督義務者の責任」『新版・判例民法演習4 債権各論』(有斐閣・昭和五九年)二七九頁がある。

(152) この点について、芦川・前掲判批(註151)八三頁は、「強盗殺人行為は窃盜行為の延長線上にある行為として評価できるのではないだろうか」としており、このような考え方に従えば、本件の下級審が当該加害行為に現われた危険性と同種の危険性を有する行為(万引)を認定していることから、本件の第一審から上告審に至るまで具体的監督義務違反に基づく親の責任が肯定されているということになる。川口・前掲判解(註10)一二三頁も、本件が予見の困難な場合であることを認めながらも、芦川氏に賛同している。もともと、学説は一般にこのような見解に反対している(前註10参照)。

(153) 本件については判例評釈として、薄津芳「仙台地判昭和六二年七月二八日判批」『都道府県展望』三五二号(昭和六三年)四四頁、藤宗和香「仙台地判昭和六二年七月二八日判批」『昭和六二年度主要民事判例解説』(昭和六三年)一一〇頁がある。

(154) 本件について、藤宗・前掲判批(註153)一二二頁は、この種暴行事件が不特定一般の生徒に対し、極めてさ細な原因で偶発的に生じ得るものであることからすれば、監督義務懈怠のなかつた理由として本件事件の予見可能性がなかつた等とした点については更に検討の余地があるとしている。薄・前掲判批(註153)四五頁も、本件事故発生とYらの不作為との間には相当因果関係があったと認めざるを得ないとする。

(155) 本件については、その後、最高裁平成二二年二月七日判決(判時一七〇五号三二頁)によりAらの自白の信用性について

て審理するために差戻され、差戻審である東京高裁平成一四年一〇月二九日判決（判時一八一七号五九頁）により自白の信用性が否定されて請求棄却となり、Xらの再度の上告の取り下げにより差戻審の判決が確定した。